

と問ふと、運轉手は笑つて居る。こちらにも、まけて貰ふつもりでもないからそのまゝ車上の客となる。

五月晴れではあるが、さらりとして、空は、むしろ秋のやうに、澄んで居る。型の如く興福寺、猿澤池、春日神社、手向山、三月堂、二月堂、東大寺と巡拜して、西へ飛んで、唐招提寺、薬師寺を訪ねて、奈良へ引返して、ホテルで稍々遅い晝食。電車で京都へ歸つた時、ぼつりぼつりと、降つて來た。

山 菜

生まれ返つて、青年として、人生に第一歩を踏み出さうとする——と假定して、いくら、生まれ返つても、生まれ返つた當人が、矢張、自分自身である以上、私の今の仕事が大切なものであること、又、それに私が適して居ると信じて居ることは、私自身が、はつきりと、意識して居るのだから、必ずや、同じ道を志すことゝ、思はれる。

そこで、假定の更に又、假定だが、私が生まれ變つたとすると、山國に生まれられた關係から、山菜の培養に、懸命の努力を捧げ度い。山菜と云ふのは、野菜に對する新語で、うど、わらび、ぜんまい、わさび、やまぶき(自然生のふき)、まつだけ、しめぢの類、變つたところでは、日向の山中にだけ出来る自然生の茶(山茶)の如きも、これに屬する。山に自生するこれ等の食物には、

おのづからなる靈氣が籠つて、味に幽玄の趣があるが、畑へ移し植ゑると、その特別の持味がなくなつてしまふ。それを、失はないで、畑で、山そのまゝの風味を保存するやうに、培養する。これが、私の野心である。

青年諸君

今や、我國は興隆のまつたゞ中に在る。即ち、大和民族建國の理想はこゝに實現せられむとして、我等は輝ける將來に向つて、まつしぐらに進んで居るのである。而して、凡そ、興隆をその傳統とし、向上をその使命とする民族に於て、最も手頼りにしなければならないのは、その青年である。その第一の國民である。

神武天皇をたゞへ奉つた言葉に、「下つ岩根に宮柱太くして立て、高天ヶ原に千木高知りて、はつくにしらすすめらみこと」と云ふのがある。この言葉のうちで、「下つ岩根に宮柱太しく立て、高天ヶ原に千木高知りて」と云ふのは、大宮居の壯麗なことをたたへ奉つた文句である。即ち、柱は大地に深くつき立て、その基礎彌榮にゆるぎなく、千木は高く、冲天にも届く。重言すれ

ば、下はどこまでも深く、上はあくまでも高いと云ふ意味である。

下はどこまでも深く、上はあくまでも高いと云ふ言葉は、やがて、我等民族の理想を具現するために、借用することが出来るやうである。即ち、我等は、大地に足をしっかりと据えて、空理に執着せず、空論に拘泥せず、堅實且健全に、歩武堂々と邁進すると共に、常に、希望に輝き、發展を志し、明日を今日よりも善くし、明後日を明日より好くし、向上又向上、民族の興隆を本然の目標とする、——これが我等の傳統的の大理想である。

青年諸君、その職業の如何を問はず、日本の青年は悉く右の大理想に生きて、この芽出度い國に生を享けた光榮を、層一層、顯揚しやうではないか。

日野菜漬の味

伊賀の名物の一つに、日野菜漬がある。日野菜はその名の示すやうに、近江の日野が原産地だろうが、伊賀の山間に出来るのが、上乘の逸品だと云ふのが、定評である。

軽い苦が味と淡い澁味とが、日野菜漬の持ち味である。これを俳味と云ふべく、雅味と稱ふるも亦可なりである。

元來、甘いとか、辛いとか、酸っぱいとか、それ等はそれぞれ味の元素だろうが、この味の元素たるや、丁度、繪畫の原色のやうなものである。原色そのまゝを塗り立てたのでは、けばけばしいだけで、趣がない。さまざまな原色を混成調和して、始めて、落着いた色彩が出来るのだが、味覺に於ても、味の元素だけでは、全く奥行きがないのである。然るに、この日野菜漬こそ

は、あらゆる味を包蔵して、しかも、それ自身、簡素幽遠な醍醐味である。

織田信長が京都に攻込んだ時、多くの捕虜を殺そうとした。その捕虜のなかに、將軍家の料理頭が居た。私の命を助けて下さるならば、永く、あなたの料理人として、旨い御馳走を拵へて差上げませう、と嘆願した。それでは料理を作つてみる、旨かつたならば、料理番にしてやるが、さもなければ、すぐに殺してしまふぞ、と云ふ返事だつたから、それこそ、生死の瀬戸際である、懸命の努力で御馳走を作り上げた。それを、信長は試食して、激怒した。斯様なまづい物が食はれるものか、貴様は日本一の下手糞だ、早速、殺す、と怒鳴つたから、料理人はまつ青になつて、それでは、今一度、料理を作らせて下さい、この二度目の料理もお氣に召さないならば、私も潔く殺されませう、どうか、今生の思ひ出に、今一度だけ、料理を作らせて下さいまし、と哀訴した。それならば、とにかく拵へてみると云ふ命令。これに安心して、料理人が二度目の料理を作つて差出すと、これは信長の氣に入つた。

成程、これは旨い、命は助けてとらず、そして、直様、料理番に召抱へる、と云ふありがたい御挨拶。これで、その料理人は助かつたのだが、この料理人、ひそかに人に告げて曰く、最初の料理は本當におれが腕を揮つたのだ、併し、信長公は田舎者で、物の味がわからないのだ、そこで、二度目には、ぐつと、調子を下げて、低級な料理を作つたのだが、それが氣に入つたので、つまり、信長公の舌には、甘いか、辛いものでなければ感じないのだ――

感

懷

判事の道徳

判事の職責の重く、その使命の高いことは、もとより、云ふまでもないところであつて、その重い職責と高い使命とに鑑みて、その身を持するに付ても、常人以上に、嚴かな戒律に支配せられることは、蓋しまた當然の次第である。

併し、一般の讀者諸賢に對するこの本欄に於て、かゝる特殊の戒律を云爲することは、勿論これを差控へるけれども、外部といくらか交渉を持つ一、二の事項に付て、思ひついたまゝをここに書いて、少くとも、自分自身の反省に供したいと考へるのである。

判事は自己の下した判決に付て辯解してはならない。判決以外の方法に依つて判決を辯護したところで、それは、一向效力のないことだし、左様な辯

護の餘地を存することそれ自身が、そもそも宜しくないものであつて、判決の自家擁護は、判事の徳義としては、大いに慎しむべきところだと思ふのである。

判事の事案に對する判断としては、判決が全部であつて、判決以外にはこれを求むべきではない。されば、判決自體に於て、その必要とする總べてが言ひ盡され書き盡されて居るべきであつて、若し、判決にそれが顯れて居ないならば、他の言説又は文章に依つて、たとひいかにそれを雄渾又は巧妙に表現したところで、それは、決して、判決にはならないのである。

例としては當らないが、畫家が春の景色を描いたとする。否、春景を寫すつもりではあつたが、出來上つた繪は、正しい觀察の下に於て、どうしても、春の景色には見えなかつたとする。

かゝる場合に、その畫家がいかに呼號して、これは春の景色だから、そのつもりで見えてくれなくては困ると云つても、それは、到底、春景の圖になら

ないばかりでなく、もともと繪を見せるべき畫家が、口でその趣旨を辯疏することは、むしろ、陋劣でもあり、また、卑怯でもある。

繪畫にして既に然りだから、一國の重要事たる判決に在りて、辯解の採るに足らず、また、苟くも判事に於て、これを爲すべからざるは、あまりにも當然なところである。

判決に付て辯解すべからずと云ふ判事に固有の道德は、敢て辯解のみならず、更に進んで、自己の下した判決に關して、説明又は註釋を加へることをすら遠慮すべし、と云ふことにもなる。

前述の如く、判決が全部であつて、判決自體に、その必要とする總べてが顯れて居なければならぬのであつて、もし、後日、判決以外の自己の言説または文章によつて、それを補足し敷衍する必要があるとするならば、それは、判決が不完全だつたからである。

しかも、いかにそれを補足し敷衍しても、その補足や敷衍は決して判決で

はないのだから、所詮は後の祭である。

畢竟するに、判決は必ずや完全なるべく、判決以外の方法を以てこれを修訂することを許さざるものである。(判決の更正等の専門的な問題は姑く措く)。

*

*

*

前の畫家の例に於て、畫家はしきりに、これは春の景色だから、そのつもりで見てくださいと云ふ。繪を観ただけでは、春だか秋だか、よくわからなかつたが、説明を聽いて、漸く納得した。

説明に依つて、はじめて、なるほど、見當が附いた——と云ふがごとくならば、春の景色だと判明したからいゝやうなもの、繪に説明を加へなければならぬと云ふのも、困つたことだし、その繪に缺くところのあつたことは、慥かである。

繪はとにかくとして、凡そ判決は、後日の説明の要なきものとして、完璧全足のものたらしむるの氣概を以て、換言すれば、一とたび判決を下すや、

當該案件に於て必要な總べてをこれに包有して、毫頭の遺漏なき意圖に依つて、これに當るべく、従つて、その反面に於て、その要否如何を論ぜず、判事は自己の判決に於て説明せずとの信條を篤くすべきである。

前記の趣旨を更に擴張すれば、右の道徳は、自己の下した判決に對する批評に於て、矢面に立つて、論難の衝に當ることもまた、同じく、これを差控へなければならぬことになる。

批評はもとより輕視すべきものではない。判決の批評が一般に判決の向上に多大の貢獻を寄與したことは、云ふまでもなく、批評はこれを良師益友として、歡んで迎ふべく、これに顧み、これに學ぶことは、全く以て必要だが、批評に對して、自ら進んで、批評を加へることは、判事としては、慎しむべきところである。

敢て獨り自ら高くすることは、勿論、絶対に排斥すべきであつて、批評は大に尊重なすべきものだが、批評に對して批評をすると、勢ひ、自己の判決

を辯解し擁護することになる。然るに、前述の如く、自己の判決を辯解せず、擁護せざることは、判決を下すに當つて、その完璧全足を期するの本旨に出づるものであつて、要するに、判事の信念であり、矜持である。

されば、その結果に於て、苟くも判決の辯解乃至擁護に亘ることは、判事として、固く自ら戒むべきところである。

しかも、判決を下すに付ては、事件と眞つ正面に取組んで、その核心に直入洞察し、たゞそれ事件のために考へ込むべきであつて、もし事件を観るほかに、他日その判決に對して批評あるべきことを豫想し、當該批評に對する自己の批評を考慮しつゝ、裁判に當つたとするならば、その考慮こそは、邪念である。

*

*

*

次に、判事は自己の取扱へる事件に付て、それを他に洩らさざる責務を帯ぶ。一般官吏の業務上の秘密の黙秘義務以外に、將た又、合議を漏泄せざる

裁判法制上の拘束以外に、嚴肅かつ緊要なる道德上の戒律として、自己の職務上経験した事件の内容を他に洩らすことを禁ぜられる。

勿論、これには、上司に報告する場合や、若い法官の指導に供する場合のやうに、性質上當然にそれが許される例外の場合はあるが、その以外に於ては、深くそれを慎しまなければならぬのである。

右の漏泄の最も忌まはしいのは、これを以て、座興の具に供し、或は、讀み物の材料に使ふことである。

裁判には、人生機微の葛藤の種々の問題が出て來るのだから、座談には誂へ向きだらうし、軽い程度の讀み物にそれを書けば、大衆の喝采を得ることはたしかだらうが、裁判は道樂ではない、それを興味本位に取扱ふことは、以ての外である。精根を竭くし、心血を濺ぐ、一生懸命、眞劍勝負の大仕事である。その裁判に當つて、興味の問題などを考へることは、その高い使命に對する勿體ない冒瀆である。若し、他日、これは誰かに聞かせてやらう、

何かに書いてやらうと云つたやうな気分にて、事件に臨むとすれば、それは、眞に、由々しいひが事である。

自己の行爲に付て、辯解も出来なければ、説明も差控へる、批評は黙然として甘受する。しかも、又、正當に許さるべき場合の外は、自己の經驗に付て、言ふことも書くことも、宜しくない——かやうな道德の存在することは、一般人には、一寸、想像も出来ないことであらうが、判事のみがその支配を受けるのである。

併し、かうやうな道德の支配を受けるのは、判事の職責の重く、使命の高きがためであつて、この道德の支配を受けることそれ自身が、判事の譽でもあれば、誇でもある。

幸に、今日の現状に於て、右の判事に固有な道德は、判事に依つて、十分に守られて居る。従つて、こゝにこれを書いたのは、同僚のためにそれを提唱する次第ではなく、むしろ、私自身の自戒のためであると共に、判事にか

やうな道德の存在することを、一般讀者諸賢がよく了解して、判事のそれを守ることに付て、協力して貰ひたいがためである。

池田寅二郎先生

東京の茅屋の應接間を、友達は繪馬堂と呼ぶ。額が多いからでもあるが、雑多なものを飾り立てゝある、それを、ひやかして云ふのである。

繪馬堂と云ふよりは、がらくた部屋と云つた方がよからう。尤も、このがらくたにも、それぞれそれを手に入れた由縁があつて、私としては、何一つ、手放しかねる品々だが、來客が一向褒めてくれないのには、少々、うんざりする。

或時、知名の好事家が訪ねて來た。相識の間柄ではあるが、この部屋へは、はじめて入つたのである。部屋へ入るや否や、東西南北から傳來した雜品には、目も呉れないで、つかつかと、壁に掲げた一つの皿の前に進んで、しげしげと、見詰めて居たが、やゝ嘆息したやうな口調で、これだけは大切にし

たまへ——と云つた。

さほどの逸品とは知らなかつたものゝ、この皿こそは、大切にする積だつた。それは、池田先生に貰つたからである。雨の降りしきる一夜、この皿をしつかりと兩手に抱へて、池田先生が待つて來て下すつたのである。

皿は古鍋島、直徑約一尺にして、若い乳房からはじめて出る乳汁のやうに、やゝ重味のある純白の地に、谷間の淵のやうに澄んだ藍で、おとなしく、松竹梅が描かれて居る。

池田先生と云ふのは、故大審院長法學博士池田寅二郎先生である。

池田先生は眞に偉大な法律家だつた。英法の精神に透徹したことに付ては、わが國に於て、たしかに空前で、恐らく絶後だらう、判事として、法學者として、立法家としての先生の功績には、正に大に後昆に傳ふべきものがある。

私は任官以來、先生の御懇切な御指導を忝くし、先生の司法省民事局長時代には、私は部下として仕へ、先生の大審院部長時代には、私は部員として列した。先生は民事局長を七年一ヶ月の久しきに亘つて勤続せられたが、私は先生から二代目に、六年六ヶ月の間、同じ椅子を汚して居た。即ち、先生は私にとつては、恩人であり、恩師であり、長官であり、長老だったのである。自己の暗愚の故に、先生の名を辱しめることは多いけれども、私は、儕輩のうちで、最も長く先生の教へを受けたのであつて、この點に於て、私は全く僥倖兒だつたのである。

*

*

*

調停制度の我國に行はれたのは、大正十一年に借地借家關係に付て創設せられたのが初めてであつて、大正十三年には小作、大正十五年には商事債務の關係に及び、昭和七年には金銭債務臨時調停法が實施になつたが、殆んどそのすべては池田先生の苦心の結晶だつた。

しかし、いかなる事件が最も調停に適するか、また最も調停を要するかと云へば、それは勿論、人事々件即ち家庭争議だから、人事調停制度確立の要望の火の手は、この十年來、諸方面に揚つたのであつたが、最も深刻にその必要を痛感せられたのは、池田先生だつた。私は昭和八年から、昭和十四年の秋まで、民事局長として、その方面の立案の責任者だつたから、お目にかけらる度に、おい、人事調停はどうだ——と云ふ御催促である。

しかるに、調停制度の如きは、自然に湧いて來るものであつて、例へば、春になれば、雪が解けて、水もぬるむと云つたやうに、おのづからなる歩みを運んで出來て來るもので、無理に拵へてはいけな、なだらかにうち寄せ、潮時を待つべきだ、即ち、國民の調停に習熟する秋を期すべきだ——と云ふのが、私の信條で、私自身、咽喉から手の出るほどの思ではあつたけれども、暫くお待ち下さい、といつても、申し上げて居た。その都度、池田先生は苦笑せられつつ、愛弟子の苦衷を甘受せられたのだつた。

併し、機は遂に熟した。昭和十三年の夏、私は、ひそかに、法案の全文を草して、取あへず、池田先生の内覽に供した。池田先生は極度に寡黙で、一言一句も苟くもせられない、殊に、是非の意見は決して容易に述べられない人だから、この時も、よし見て置かうぐらゐの御挨拶で、いづれ、一と月二た月の後でなければ、御批評は仰げないものだらうと思つて居たが、どうした風の吹き廻しか、案文を暫く見て居られたが、突如として、うむ、完全無缺だ！ と叫ばれた。知を辱くすること三十年、池田先生から即答を承つたのは、これが最初で、お褒めにあづかつたことも、勿論破天荒のことだつた。驚喜とも云ふべき程度に、池田先生は喜ばれたのである。

昭和十四年一月の某日、人事調停法案が議會の特別委員會に附託せられた第一日に、池田先生は二度までも、私を民事局長室に訪ねられたさうである。勿論、委員會の模様を聞きに來られたのだが、私は議會に残つて居たので、

お目にかゝれなかつた。

池田先生は、その翌日から、風邪の氣味で缺勤せられた。それから、わづか旬日の後に、先生は急性肺炎で長逝せられた。

私は全く杖柱を失つたやうな氣持がした。いつまでも生きて居て頂きたいのだが、天若し先生に壽を假す能はずとするも、せめて、人事調停法の成立するまで永らへて居られたならば、どんなにか、満足に思はれることだらうに——人事調停法案は議會で審議中だつた——私は棺を送つて、暗然として、浩嘆した。

*

*

*

人事調停法はその後成立して、すでに實施になつて居る。私は案文を見て喜ばれた、あの先生のお顔を、終生、忘れることが出來ないのである。

食糧問題の一考察

節米は刻下焦眉の急務である。最早議論の時期ではない、重大時局に對應するため、各戸各人節米の必要に迫られて居るのである。節米の方策としてその執るところ、地方に依つて、揆を一にしないが、一日一人二合乃至三合の定量を以て、その制限を強制して居る場所もあるやうである。

既に、節米と云ふ。在來使用の分量を引下ぐべきことは、もとより當然であり、且又、やむを得ざるところではあるが、節米と共に、大に考慮を要するのは、保健の問題、更に進んで、體位向上の問題である。わが民族の劃期的飛躍の重要時期に於て、わが民族を強壯にすることは、特に、その必要を痛感するのである。

そこで、一人一日三合とする。老幼、病者に非ざる限、それでは、たしか

に、不足である。私の郷里に、こびきと稱する製材業者がある。これが、その劇しい勞働のために、大飯を食ふ。斯様な話もある。夕刻、こびきが山から、空つぼうになつた辨當箱を持つて、主家へ歸つて來た。主家の長男がその頃漸く歩き初めた時であつた、よちよちと歩いて來る兒を、こびきは抱き取つて、あれ、まあ、小さい坊ちゃんだねえ、と云つて、軽々と辨當箱の中へ入れてしまつた——幼兒を一人入れるに足りるほど、その辨當箱は大きい——と云ふのである。これはまづ例外にしろ、一人一日三合では不足だから、それを適當に補充する必要がある。

扱、その補充策だが、他の雜穀も必しも潤澤ではなく、又、却つて高價だと云ふ難點もある。都會に在りては、副食物で補充するの途もあるが、田舎では、多くそれが望み得られない。

空腹感を持たせてはならない、そして、栄養を十分にすることは、何よりもまづ必要である。そこで、私はその對策として、大にそばを作ることを提

唱したい。そばはいかなる荒蕪地にでも出来るし、その栽培の方法は容易であつて、これに要する費用は極めて些少である。他の農産物に適せざる土地に於て、誰にでも、たやすく作れる。これがそばの特徴である。

例へば、名古屋に付て考へても、その附近に、今尙休閒地が澤山ある。又尾張、三河だけでも、他の農産物に適しない荒蕪地の地積は相當莫大に上るだらう。早速、それ等の休閒地や荒蕪地を利用して、安價且多量にそばを栽培し供給する。これが、食糧應急策として、取り敢ず、有效且妥當のものであるまいか。とにかく、そばを基調にして、これをうまく食ふこと、又、これを有益に食ふことに付ては、それぞれ専門家の御研究を煩したいのである。

鐵道敷地の大々の利用

時節柄、食糧問題の一對策として、休閒地にそばを植ゑるのがいゝだらうと云ふことは、曾て提案して置いたが、同じ事柄で、近頃、特に氣が附いたことがあるから、こゝで、當路諸賢の御考慮を仰ぐことにする。

それは、鐵道(軌道も同様である)の敷地——詳しく云へば、鐵道線路が高くなつて居る場合、鐵道線路は恰も堤防の上を通るやうになつて居る、その堤防の斜面の大々の利用である。この斜面は多く雜草の生えるにまかせてあるが、これを食糧穀類の生産地とする、即ち、こゝでそばを栽培するの趣旨である。

あまり突飛な意見のやうで、讀者は大にお笑ひになるかも知れないが、お笑ひになることは結構だけれども、お笑ひになるその前に、一應、靜かに考

へて頂きたいのである。

右の堤防の斜面の面積は、全国的にこれを見て、極めて莫大な地積に上ることは云ふまでもないが、この莫大な或部分——思ふに大部分——が鐵道の目的を阻害することなくして、何等かのために——しかも、我等に最も緊要なる食糧のために——役立つとするならば、それは、眞に、結構至極の次第ではあるまいか。

そこで、何を植えるのがいゝか、これが最も肝要な問題である。

場所柄の性質上、深く耕すことを必要とするものは、絶対に不適當である。堤防の效用を破却する虞れがあるからである。

次に、施肥を必要とするものも不向きである。あの莫大な地積に肥料を投ずると云ふことそれ自身が、既に、甚しく非常識であり、且、不可能であるのみならず、不潔になつても、大いに、困るのである。

それから又、美觀にも留意しなければならぬ。いくら有益でも、到る處

縦横に現存する鐵道、軌道の堤防に、雜然且鬱然と、草木を植えられては、たまつたものではない。

そこで、耕耘の要なく、施肥もいらぬ、しかも、美觀を害せざるものと云ふと、矢張、そばの外にはないやうに思ふのである。尤も、私はこの方面の専門家ではないから、そばが果してこの目的に副ふか否や、尙又、そばの外に、そば以上にこの目的に副ふものありや否や、それは、全く知らないのだが、鐵道、軌道の堤防の斜面が、何も外に役立たないで、全國に莫大な地積を占めつゝ、その無能な姿を白日の下に曝して居る。それが、残念だと思ふのである、もつたいないと考へるのである。

お笑ひになる前に、一つゆつくりと考へて頂きたい、寶庫は案外な處に潜んで居るものである。

パット改名

私は相當の愛煙家で、しかもパット専門だが、パットを日本流の名前に改めると聞いて、雙手を舉げてそれに賛成する次第である。

私は決して外國語を排斥する者ではない、廣く知見を外に求め、その長所を採つて、以て、我が本來の特質を發揚することは、我等の民族發祥以來の傳統である。近頃、ともすれば、青年學徒の間に、外國語の修習を閑却するの風あるを見て、私はひそかに眉を擧めざるを得ないのである。

外國語を決して排斥する次第ではないけれども、物に名稱を附するに當つて、理由なく外國語を濫用することは戒むべきところである。殆んど非常識とも無節制とも云ふべき外國語の使用は、早速これを取止めてほしいのである。何が故に、特に外國語を用ひたか、全く以て判斷の附かない名前も尠く

はないやうである。成程、歐米の藥品や化粧品の名稱に、ことさらに希臘語や羅旬語や乃至それ等の眞似をした言葉を使用する場合が多く、これも畢竟するに、たゞ勿體もったいを附けるだけのことで、それ自身、決して感心の出來ないことだが、我國の商品の名前に外國語を使用する事例には、馬鹿々々しいのを通り越して、正視するに忍びないやうな淺猿しいものもある。問題のパットの如きも、つまらない一例で、専ら外國向に賣出す品物ならば格別、國內で盛に愛用せられて居る煙草に、ゴールデンパットとは何だ。この言葉のどこに、我々日本人としての親しみがあるだらう。

他の商品に付ては、その聲價にも影響するだらうから、こゝには言及しない、日本アルプスと云ふ名稱にも、實は私は不満を持つて居るのだが、日本ラインに至つては、むしろ甚だしく滑稽である。わざわざ、ラインの名前を拜借するにも及ばないことだし、美濃の太田から尾張の犬山あたりまで、所謂日本ラインと云はれる場所の、何處が、本物のラインの何處を髣髴せしめ

るのだらうか。

今更云ふまでもないことだが、日本語は美しい言葉である、優しい言葉である、しかも、もとより、我々には最も親しい言葉である。我等の商品には我等の言葉を用ひたいものである。

商品にも、専ら外國向のものもあり、さなくとも、大に海外に發展せしむべき商品もある。斯かる商品には、日本語であつて、外國人の耳に快く響き、外國人の口に容易に上る——要するに、外國人に親しまれる言葉を選択する必要がある。

商品の名稱に依る日本語の外國傳播、こゝにも、我等の輝く將來がある。

所謂「スポーツマンシップ」(青少年諸君に)

一

英語の「スポーツマンシップ」(sportsmanship)は勿論「競技」(sport)から出て來た言葉であつて、その出所から云へば、競技道を意味するのであるが、久しき慣用の間に於て、特有の意義を構成し、日本語で「競技道」と譯し去るのは、徒らに、冷やかな外形に執着して、暖いその内容を無視することになる。

同じく「スポーツ」と云ふ字から生まれた形容詞の「スポーティー」(sporty)が、公明正大を意味するやうに、スポーツマンシップとは公明正大なる男子の道——男子の道と云つては、婦人を除外する虞があるから、寧ろ——朗々乎たる人間の道を云ふものであつて、善戰健闘、自己の人格を完全に發揚し、以て、同じく完全に發揚せられたる相手の人格に直面し、正視することを意味

する。即ち、共にその人格を遺漏なく腹藏なく展開し提示して、相互に人格を尊重することを以て、第一義とする。されば、勝つことが、その終局の目的ではない、況して、相手を敗かすと云ふ念慮に至つては、直にスポーツマンシップの異端外道である。運動競技を盛ならしめたものは、この勝敗輸贏を重んずる精神ではあるけれども、運動競技を眩惑し蠱毒して、これを泥犁の底に沈淪せしむるものも、亦、實にこの勝たむかな、打ち敗らむかなの心情である。スポーツマンシップは最善の努力を要求して、退嬰姑息を排斥する。善戦健闘を高調して、苟合妥協を嫌忌する。乍併、この最善の努力この善戦健闘は、相手に勝つがためのものではない、自己の全人格を發揚して、相手の全人格に直面するがためである。相手が既に全人格を展開して立つて居るのだから、これに對して立つのには、自己の全人格を提示しないでは、非禮である。されば、最善の努力を要求し、善戦健闘を高調するも、それは、相手に止めを刺すためではなくして、相手に對する禮節の問題である。要す

るに、スポーツマンシップの教ふるところに依れば、勝敗の念慮を心頭から滅却し去つて、全人格と全人格とが眞つ正面から向ひ合ふ、而して、互にその眞骨頂に相觸れた時、茲に會通して、莞爾として、相微笑むべきものである。

釋迦の教に八道と云ふものがあつて、その第一を正見と云ふ。私は佛教の智識に極めて疎いのであるが、正見とは讀んで字のごとく、事物を正しく見るの教だと解して居る、即ち、事物を眞つ正面から直入洞察すること、換言すれば、側面の管見を以て、事物を觀察せざることが、滅苦受樂の最初の道程だと説いたものと心得て居る。これを相撲に譬へて云ふならば、堂々乎と四つに組むことを提唱して、小股拘ひの小手業を擯斥したものと、了解して居る。果して然らば、スポーツマンシップも正見の道である、人に對する正見の大義である。

スポーツマンシップに於ては、公明正大なることを要求する、されば、詭謀奸策はスポーツマンシップの大敵である。正々堂々たる善戦健闘を尙ぶ所以は、茲に存する、諸國往時の裁判例を観ると、恐喝罪に對しては、特に重刑を以て、これを處斷して居る。判事も一般人も、恐喝犯人を甚しく嫌忌して居るのである。元來、恐喝罪は多くは人の弱點に附け込んで、金品を捲き上げようとするものであるから、人の弱點に乗ずると云ふ點が卑怯である、陰險である、犯罪の中でも、たちが悪い、犯罪である以上、勿論、どの犯罪も公明正大なものはないのだが、恐喝罪は特にそれが甚しい。これが即ち一般的に恐喝罪を非常に憎惡した所以である。又、同じ殺人罪に在つても毒殺は最も卑怯で、最も陰險だと云ふことになつて居た。同じ殺人罪でも、正面からばつさりと斬り付けるのは、男らしくもあり、被害者に防衛の機會も與

へる、曾我兄弟が工藤祐經を殺す時に、眠つて居る者をやつつけるのは、卑怯だと云ふので、一旦たゞき起してから、斬り付けた、それが我國の武士道である。英語のスポーツマンシップの本義も、我國の武士道と慥に靈犀相通すべき筈である。毒殺は被害者の知らない間に、こつそり一服盛るのだから犯人から云へば、最も安全な方法だが、公明正大を缺く點に至つては、最も甚しいものである。従つて、英國では、それを最も忌むべき犯罪と考へて居た。謀殺既遂は英國法の下に於ては、必、死刑になるのだから、毒殺のみを特に重く處斷することはないが、(勿論死刑以上の刑罰はないのだから)、毒殺事件には特に原則として、檢事總長が當該事件の檢察官として出廷する慣例になつて居る。それから又、英國では動物虐待を犯罪として罰して居るのであつて、自分の使つて居る驢馬を街頭で三度打つた。それが爲めに、三ヶ月の懲役に處せられたと云つたやうな事例が、時々出て來る。一寸考へると、この刑罰は慥に重い。喧嘩をして、人間の頭を三度くらゐ打つたところで、

相當の怪我でもさせたのならば格別だが、なかなか三ヶ月の懲役になるものではない。然らば、英國に於ては、人間よりも驢馬の方が尊重せられるかと云ふと、勿論左様ではない。抵抗することの出来ないものを打つた。訴へることの出来ないものを打つたと云ふ點に於て、それは卑怯であると云ふ思想の下に、驢馬を打つた方が、人間を打つたのよりも、悪く觀られて、従つて重く罰せられるのである。婦人に對する犯罪が重く取扱はれるのも、矢張、同一の理由から出て居る。婦人と驢馬とを同一視しては、申譯のない次第であるが、力の弱い者を苛めるのは卑怯だと云ふ觀念から、婦人に對する犯罪が特に排斥すべき所業だと目せられるのである。由來、歐米に於ける實例に徴するに、婦人に對する犯罪は東洋以上に重大視せられて居るが、その理由、動機、觀念、感想に於ては、國に依り、人に従つて、必しも同一ではないやうである。婦人は男子よりも更に以上に尊重せざるべからずと云つたやうな空漠な考に基いて、沿革的に、傳統的に、無意識的に、只々何となく婦人に

對する犯罪を極度に憎んで居ることもあるやうである。婦人の男子に對する犯罪が何等の理由なしに甚しく輕視せられ、男子の婦人に對する犯罪が寸毫の省慮を須ひずして極めて重視せられるやうな場所もあるやうである。白居易が生きて居るならば、「行路難、難重陳、人生莫作男子身」と長嘆するであろう、李白を再起せしめることならば、「昔日芙蓉花、今成斷腸草」と自分が詠じたのは、男子のことだと辯解するかも知れない。所詮男子はみぢめなものだと、考へさせられる場所もあるが、英國の法廷に於ける傳習は、それを巧にスポーツマンシップにくつつ附けて説明して居るのである。即ち力の弱い者に對して手を下すのは、卑怯でもあり、陋劣でもある、その心情を憎んで、重く罰するのだと云ふのである。成程それならば、とにかく納得は出来るのである。更に又、英國人は遊獵を好む。前に書いた動物虐待防止の思想とは抵觸するやうであるが、實際に、遊獵は盛であつて、紳士の重要な行樂の一つになつて居る。然るに、この遊獵にも不文の鐵則があつて、寢て居る獸、止

まつて居る鳥を射ることは、卑しい所業であつて、非紳士的だと云ふことになつて居る。要するに、朗々乎たる心事を尙び、浩々乎たる行止を重んずる。これ等は總べてスポーツマンシップの發露であつて、畢竟するに、上代のストイツクの道も、中古の騎士道も、歸するところは同一だと云ふのだが、果して然らば、その本家本元は我國の武士道である。

三

スポーツマンシップは技術の熟達を以て本義とするものではない。勿論下手になることを歓迎する次第ではないけれども、上手になることを要求するものではない。若し上手になることを終局の目的として、運動競技を試むるならば、それは、寧ろ却てスポーツマンシップに反するものである。昔、我國に於ても、士人は武藝の稽古をした。併し、これは必しも武藝に上達することを目的としたものではない。萬人悉く劍術柔術の指南番になるがために、

武藝の練習をしたのではない。將軍もそれを稽古した、諸侯もそれを習得した。將軍や諸侯は勿論指南番になる必要がないのだから、その方面の専門家になるために、練習するのではない、又、護身のためでもない、將軍や諸侯が自分自身を護る必要が生ずるやうでは、その武運も末である、昔の士人の武藝の稽古は外に大きな目的があつたのである。それは、人格の修養である。聖賢の書を読むと同一の意味に於て、彼等は武藝に精勵したのである。讀書も算數も射御も、要するに、人間を作り上げる方法として、子弟の訓育に供せられたのである。スポーツマンシップも亦それである。スポーツマンシップは決して運動競技の職人を拵へるためのものではないのである。

スポーツマンシップは技術の熟達を目的とするものではない。この見地に於て、我が運動競技界の現情に痛歎に耐へざるものがある。それは勿論例外的なことであらう、即ち全部悉く、比々皆然りとは云へないが、少くとも、我運動競技界の一部分に於て、記録を作ることを以て、運動競技の能事終れ

るものと考へ、記録を作ることのみに腐心し、幸にして、記録を作り得た場合に、得々乎として自負するの宿弊が存するやに、見受けられる。然れども、既に書いた通り、記録を作ることの如きは、運動競技の小節である、末端である。それが本義でもなければ、目的でもないものであつて、只々記録を作ることによつて、運動競技の興味を増進し、以て運動競技を奨励し得ると云ふ點に於てのみ、記録を作ることには、價値もあれば意義も存するけれども、その以外には何等の效能もない。記録を作ることによつて、運動競技の全部なりと観ずるに至つては、本末顛倒の甚しいものであつて、枝葉を以て根幹に代へむとする愚の極致である。その愚は笑へば済む、笑つて済ますことの出来ないのは、スポーツマンシップの墮落である。若し學世滔々乎としてこの陋習に流るゝならば、スポーツマンシップは曲藝の職人を養成する以外に、何等の意義を有せざるものに化し去るであらう。純真なる子弟を驅つて、牛馬犬豕の技に趨らしめて、尙且愧ざる者が若し假にあるならば、我が教育界のために

長大息すべきではあるまいか。

スポーツマンシップは技術の熟達を目的とせず、記録を作ること終始する趣旨のものではないから、スポーツマンシップと科學との分野は常にこれを明かにしなければならぬ。私と雖、科學の價値を讃歎する、科學の威力には懾伏する、科學を尊重することに於ては、敢て人後に墮つるものではないが、科學を以て常に萬能視するの危険なることも亦閑却し難いのである。スポーツマンシップの本義は自己の人格の發揚と相手の人格の尊重とである。これは科學ではない。科學によつて、スポーツマンシップを助長し増大することはあり得るが、スポーツマンシップそれ自體は科學ではない。されば、スポーツマンシップが科學を願使することは、固より大に結構ではあるけれども、科學をしてスポーツマンシップを侵犯せしめることは、斷じて許すべからざるところである。運動競技の科學的研究は望ましいが、運動競技の科學化は忌まはしいことである。

更に又、スポーツマンシップは健康の増進を以て第一義とするものではない。健康は勿論喜ばしいことである、希臘の哲學者は健康は美德だとすら云つた、結構なものではあるが、スポーツマンシップは人格向上を目的とする、品性陶冶を本旨とする、健康の増進とはおのづから別箇の問題である。教育を分つて、徳育と智育と體育とするの可否は、教育學の門外漢たる私に於て與り知らざることではあるが、若し徳育と智育と體育との區別が合理的に認められるものとせば、スポーツマンシップは徳育に關する事項であつて、斷じて智育や體育の範疇に隸屬せしむべき問題ではない。倫理である、修身である、道徳である、精神教育である。勿論スポーツマンシップに依つて、事實上健康は増進する、スポーツマンシップは人を墮弱にするものではない。乍併、健康の増進はスポーツマンシップの副産物であつて、それ自體ではない。今日の醫學上の原理には抵觸するかも知れないが、私一箇としては、健やかなる精神に依つて健やかなる身體は作り得られるものと信じて居る。從

つて、「健身は健心を作る」と云ふ格言も結構なものはあるけれども、私は同時に「健心は健身を作る」と云ふ感想を懐抱して居る。我國往昔の高僧が左様な信條を確守して居たと云ふことを聴くが、私が嘗て瑞西のヒルテュー教授辯護士で法律學者で、説教師の「病心論」(“Die Kranken Seelen”)を讀んで、その全篇の趣旨が近代人の虚弱多病はムート“Mut”がないからだと云ふにあるを知るに及んで、そのムート(勇氣)たるや、文天祥の所謂正氣、藤田東湖の名附くる天地正大氣と同一なるものと、獨り自ら解釋して、思はず快哉を叫んだのであつて、スポーツマンシップに依つて、健康の將來し得ることは信じて疑はないけれども、スポーツマンシップを以て健康増進術と斷じ去るが如きは、冠履逆施の甚しきものたるのみならず、抑々、スポーツマンシップを冒瀆するものと考へる。嘗て、神宮外苑に於ける競技の主管官廳に付て、政府の中に異論が起つて、文部當局は事は學校衛生に屬するの理由を以て、文部省の管掌すべきものと主張し、内務官憲は社會衛生に關すとの見解の下に、内務省

の擔任すべきものと聲明したと云ふことを新聞紙で見た。私は全くその眞偽を知らない。乍併、若し假に右の新聞記事が事實なりとせば、文部内務の兩省は共に甚しき錯誤に陥つて居る。學校衛生と稱し、社會衛生と號して、衛生事項として競技を取扱つた點に於て、孰れも正鶴を失した謬見を曝露して居る。私はそのいづれの當局に於て、管理監督せられるかに付て、特段の所存はないが、倫理道德の問題たることを基準として、文部か内務か、將た又、その兩省の共同主管であるかを決すべきものと考へる。健康や衛生の問題で競技の管轄を定めむとするが如きは、見當外れの蝸牛角上の閑葛藤であるのみならず、スポーツマンシップのために、浩歎を禁ずる能はざるところである。

四

既に書いた通、スポーツマンシップは相手の人格を尊重することを教へる。

従つて、相手を倒すと云ふ觀念は、スポーツマンシップと相容れざるところである。相手は仇敵ではない、同好の士である。同游の友である、縦令生面未知の人であつても、これから大に胸襟を開かむとするのである。敗けたならば、相手の強さに敬服し、勝つたならば、相手の健闘を慰め且つ犒ふ、敗くるも勝つも、微笑んで、手を握る。これがスポーツマンシップの教である。されば、首尾貫串、終始徹底して、禮節の問題である。我れこそは何々將軍第何代の後胤と、自己の系統經歷を開示して、刃を執るのは、自負のためではない、自大のためではない、敵に對して、お相手を爲すに足る者たること、換言すれば、相手となることに於て、敵の名を恥づかしくするものでない所以を、知らしめる趣旨である。即ち、敵を尊重するの念慮から出たものであつて、これは我が古武士の美風であつたが、専ら勝つことを目的とする戦争に於てすら、尙且つこの禮節を守つたのである。況して、運動競技に於て、勝たむとし、敗らむとして、勝たむとするの餘、敗らむとするの結果、寸毫

匪皆と雖、相手を輕視するの言動に出づるが如きは、スポーツマンシップの害蟲毒菌である。

五

以上書いたところは、スポーツマンシップの精神である。少くとも、私の師友が私に教へて呉れたスポーツマンシップの要領である。彼等は言葉で教へて呉れたのみならず、事實に於てそれを私に示して呉れたのである。

スポーツマンシップは要するに人に對する道である。友を作る道である。ジョージ・フオックスはクエーカー宗の創設者である、國教に反するの故を以て、獄に投ぜられたが、或日クロムウエルはフオックスを引見した、クロムウエルは國の棟梁である、一國の統領と一介の囚人と相對して座した、彼れ言はず、此れ語らず、二人は默々乎として相見え、默々乎として相別れた、乍併、この兩偉人は少時刻の接見に依つて、その全人格と全人格とがびつた

りと相觸れた、そしてお互に尊重しあつた。これがスポーツマンシップの極致である。李杜は漢代詩壇の兩巨擘である、知己共に相許した、春日晩天の時、甫は李白を憶つて、「何時一樽配、重與細論文」と詠じた、これがスポーツマンシップの眞髓である。

このスポーツマンシップは幸にして、我等日本人の思想と柄鑿相容れざるものではない。日本には日本固有の武士道があつて、スポーツマンシップと相似て居る。相似て居ると云ふよりも、寧ろ期せずして全く相合致するものだと言ひ得る。むしろ、武士道こそ本體で、スポーツマンシップはその假の顯れだと觀るのが正しいと、私は考へて居るのである。されば我等日本人こそ最も好くこれを理解し得べき筈であつて、益々以て誤解のないやうにしたものである、そこで、専門以外の事項であつて、それを云爲する資格なきことを知りながら、敢てこの問題に言及した次第である。

講

演

春は日出づる國に輝く

——興亞奉行日ラヂオ講演——

いつも、毎朝毎晩のことではありまするが、この月々の興亞奉公日に當りまして、特に、まつ先に念頭に浮びまするのは、皇軍將士のかたがたの御活躍で、遠く故郷を離れて、この大御國のために、身命を鴻毛の輕きに比して、鐵火の巷に奮戦して居られるのであります、その御勞苦に對しても、我々が安閑と致して居りましては、全く以て、相濟まないであります、勿體ないのであります、せめて、銃後の親善を専らにして、皇軍將士のために後顧の患を絶つと云ふことが、何よりもまづ、大切なことと存するのであります。

*

*

*

國內の親善、その必要は云ふまでもないことであります、我々はお互に日

本人であります、生まれながらにして、兄弟同様の間柄であります。この我々が親しく相提携して、我々共同の目的たる皇國の興隆のために、一意邁進すべきことは、もとより、當然の次第でありまして、事變下に於て、一層その必要を痛感するのであります、即ち、總べての力を外に向けなければならぬのでありますから、國內に在りましては、親善の上にも親善、つまり、我々の日常を平穩且明朗にしなければなりません、若し、我々の生活に於て、苟も、些少の相剋摩擦でもありまするならば、それを最も喜ぶのは、我々と敵對の關係に在る國の人々であります。

*

*

*

扱、この國內の親善であります、言ふは易く、その實現は必しも簡單ではありません、近頃は隣組と云ふものが出來て、その成績の次第に擧がつて参りましたことは、眞に、御同慶至極ではありまするが、凡そ、國內の親善は、親善になり過ぎて困ると云ふことではないのですから、彌が上にも彌高く、

親善を圖るべきことと存するのであります。現在多少物資が不足のやうであります、若しこれがために、萬一にも人心が荒びむとする傾向があるとするならば、それは、以ての外のことでありまして、お互に相戒めて、これは、絶対に、未然に、それを防止しなければならぬのであります。昨今、例へば買物に参りますると、店の人の應對がぶつきらば、親切味に乏しいと云つたやうなことを、時には、耳に致します、或雑誌のひと口嘶に、面白いのがありました。何でも夫婦のなかに、たつた一人の子供がある、この子が誠に人好きの悪い子で、無愛想で、生意氣、印象が宜しくない、そこで母親が大變に心配を致しまして、その夫即ち子供の父親に相談を致しました、うちの子はどうしてあんなにいやな子なのでせう、あんな子は將來何にしたらいいでせう、と云ふと、父親は案外平氣なもので、なかに心配はないよ、あの子は商人——あきんどですわね——商人にすればいいさ、と答へたと云ふの

であります。これは勿論、笑ひ話ではありませんが、お客だからと云つて、威張ることは勿論悪いけれども、商人の冷淡なもの、困つたものであります。

*

*

*

いかにして、國內の親善を圖るべきか、その方法は種々ありませう、併し、私はお互が親切にすることが根本だと考へるのであります、坐作進退、事々物々、親切を第一とすること、これが土臺だと存するのであります、親切こそは人間の最も貴い美德の一つであります、この人世を明朗にするものであります。親切、これを離れましては國內の親善は斷じて期待し得ざるものと存するのであります。

*

*

*

私一個の經驗を申上げて、甚だ恐縮でありますが、私は大分以前、倫敦に滞在の頃、重い熱病に罹りました、全く重い病氣で、生死の境を彷徨つたと云ふよりも、むしろ、不思議に、奇蹟的に、九死に一生を得たのであります。

したが、何しろ知らぬ他國で、大わづらひをしたのでありますから、實に困つたのであります、今はどうか存じませぬが、その頃のイギリスでは、體温を測るのも華氏でありました、私などは氣温は華氏の方がわかり易いのであります、體温は矢張攝氏でないとびんと來ないのであります。華氏では平熱が九十八度何分、私の當時の熱は百四度とか百五度とか云ふのですが、これが攝氏の四十度、四十一度に當るのであります、そのわかりにくいのは困りました。いや困つたのはそれだけではない、私を擔當してくれました醫者が、また大變風變りな人物で、私が先生、私の熱病と云ふのはどんな病氣でせうか、と尋ねますと、何だ、病人が病氣のことを聞いて何になるのだ、お前は法律家だそうだが、法律家には醫者の學問は必要だらう、病人が病氣のことを研究したからと云つて、その病氣はなほるものじゃないのだ、お前は病人だ、お前としては、なほればいいのだ、おれは醫者だ、おれとしては、なほせばいいのだ、餘計なことを聞くものじゃない、黙つて居ると云

ふ返事なのです、また私が、先生の病氣はいつ頃なほるのでせうか、と伺を立てますと、例に依つて、以ての外だと云ふ顔附きで、お前の病氣がいつなほる？ それがわかつて居るくらゐならば、おれはこんなに苦勞をしないのだ、お前がなほるかなほらないか、それを御存知なのは、神様だけだ、と云ふ挨拶で、冷酷千萬、全く取附く島もないのであります。そこで私も、残念至極だが、これも天命だと思ひ諦めました、人情風俗のまるで違つたこの外國で、重い病氣にかかつて、しかもその醫者たるや、不人情極まる男だから、これはとても助かる見込はない、生きて再び故國に歸つて、妻子の顔を見ることも、最早全く絶望だと、覺悟は極めて居りました、それに附けて出て行つてやらうと、思つて居りました。この醫者が私を診察致しました最初の頃に、お前は何が好きだ、と聞きますから、つい、歴史だと答へました。私は別に歴史に興味を持つて居る譯ではないのですが、面倒だから、い

い加減に、歴史だと云つてしまつたのであります。つまり、失言ですが、この失言が禍の本になりました、そのために、私は、實に、慘澹たる苦勞を致したのであります、と申しますのは、この醫者は歴史の話が得意で、診察の度毎に歴史の講釋をするのですが、これがまた實に冗長で、ひつつこくつてうるさいのであります、病氣のことに付ては、まるでぶつきらぼうですが、歴史の話になると有頂天で、勿論イギリスの歴史ですが、面白くもないイギリスの歴史を、四十度、四十一度の熱に苦しんで居る私の前で、大熱辯で、滔々乎と説明をするのです、これには、私もうんざりしました。然るに、不思議なもので、手頼る處もない天涯の孤客、況してや、死に瀕して居るのであります。このくらゐ寂しいことはない、三日で死ぬるか、五日で死ぬるか、わからないけれども、生きて居るうちは、人の顔が見たい、人の聲が聴きたいのであります。併し、來てくれるのはこの醫者だけで、人間の聲と云へば、その歴史の講釋だけですから、しまひには、それすらなつかしくなつて來ま

した。斯く、毎日々々歴史の話を聞いて居りますうちに、とにもかくにも全快致しました。全快して退院した後も、この醫者はよく訪ねて参りました。全快後の或日、私はこの醫者に向つて、先生は私の病中、病氣のことは一向話をしてくれなかつた、藥らしい藥もくれなかつた、歴史の話こそは教つたけれども、私はあなたを歴史の家庭教師に頼んだのではない、抑々、あなたは私に對して、醫者として、いかなる責任を果されたのであるか、と詰問致しましたところが、うむ、そのことか、御質問ならばお答をしやう、實は、君はたしかに重態だつた、そして、あの病氣にはどうも適當な藥もないのだが、最も心配なのは患者の心理状態だ、患者が悲觀をして氣を落すと、即ち、落膽をすると、これは、全く危険で、患者はそれだけで参つてしまふ、そこで、あの場合に、醫者として必要な唯一の仕事は、君を寂しがらせないことだ、君の氣分を引立てて行くことだ、君は歴史が好きだと云ふのだから、僕としては、歴史の話をするより外に、手がないのだ、然るに、僕は歴史は全

然不案内なのだ、併し、君には歴史の外に藥はないのだから、僕は、君を診察する前晚には、いつも、歴史を勉強して居たのだ、忙しい時には、そのために徹夜もしたのだよと、稍々嚴肅な顔附きで語つてくれました。それを聽いて、私は始めてわかりました、これまで怨んで居たのは申譯がない、先生はそのくらゐまでに親切だつたのだ、私は先生の歴史、否、先生の親切に依つて、萬死の間に甦つたのだ、と氣附きました、改めてその親切に對して、しみじみとお禮を申しました。病をなほすのも親切であります、世の中を明るくするのも親切であります。

*

*

*

現下時局は正に深刻であります、我々は種々の苦勞をしなければなりません、併し、豊榮昇る我が大日本の建國以來の大理想は、この事變に依つて、愈々實現の緒に就くのであります。即ち、この我々の今日の苦勞は、國の榮えるがための苦勞でありますから、我々は喜び勇んで、この苦勞に直面すべ

きであります。時は今春、しかも、我等の大御國は興隆のまつただ中に在るのであります、うらうらと大和島根に輝き渡る春の光にほほ笑みつつ、お互に親切を旨として、欣然、銃後國內の親善に努むべきものと存するのであります。私の拙いお話は、これを以て終りと致します。

自治と裁判との話

——東京市自治記念日祝賀講演——

東京市の自治記念祝賀會と云ふお芽出度い今晚のお催しに御命令を受けまして、何かお話を申上げる様にと云ふことでありました。欣んで御引受をしたのであります。扱、何を申上げて宜しいか、甚だ躊躇を致すのであります。實は私はこの方面の事は甚だ不案内で、これから申しますことも恐らく蕪雜な御話に止まるのではないかと思ふのであります。この點豫め御容赦を願ひたいと存じます。

倫敦市自治の始

申上げますまでもなく、我が東京市は世界で一二を争ふ大都市でありまし

て、承りますれば、最近の人口は六百萬を突破したさうであります。斯様な大都市の自治記念と云ふことに付きましては、私共も洵に喜ばしく存する次第でありまして、それで、取敢へず今晚此處に罷り出た様な譯であります。が、扱、この自治に付きましては、倫敦市の自治が世界に於て一番最初のものであると云はれて居ました。或は左様かも知れませぬ。古い事から申しますと、倫敦市の自治は先づ世界中で最も古い、西暦千六十六年、即ち今日から約八百七十年程前に、倫敦の自治が始まつたと云ふのでありますから、成程古いものであります。それは、當時、ウイリアムと云ふ王様が佛蘭西の北の方のノルマンといふ所から英國へお渡りになつて、英國の王様のお位に就かれましたが、その時に倫敦の市民が眞先きに忠誠を誓ひました。即ち、王様に對して忠義を盡して仕へ奉ると云ふことをお誓ひ申上げたところが、王様は大變それをお欣びになりまして、倫敦の市民に對して二つの大きな権利を與へられたと申します。この二つの権利と申しますのは、今日から考へま

すと、寧ろ滑稽な、甚だ奇妙な話でありますけれども、當時としては、洵に重大な意義があつたのであります。この二つの権利と申しますのは、先づ第一に、倫敦の市民は如何なる大名にも屬しない、つまり、その頃は英國も所謂封建時代でありまして、諸處方々に大名がありまして、人民は大名の家來である、王様から見れば陪臣、即ち又家來であります。倫敦の市民だけは如何なる大名にも屬せしめないで、王様直屬の市民にしよう、斯ういふお約束であります。これはその頃としましては、大變な重大な意義を持つたものであります。それから、第二の権利と云ふのは、倫敦の市民は親の財産の相續が出来る。斯う云ふのであります。これ亦今日から考へますれば、妙なことであります。今日では、死んだ親の財産を相續するのは、當り前の話であります。親が死にますと、その死んだ親の財産は子供が受継ぎます。財産どころではない、借金まで受継ぐことがあります(笑聲)。親が借金を遺した爲に、その子供が一生税が上らないと云ふこともあるのであります。が、

その頃は財産家が死にますと、それを政府の方に没收しても宜かつたのでありまして、大變亂暴なことでありませうけれども、その亂暴なことは倫敦市民に對してだけはやらないと云ふ、斯う云ふ約束であります。でありますからこの二つはその頃としては極めて重大な権利でありまして、斯様な重大な権利が倫敦市民に與へられた。これが則ち倫敦市の自治の最初であると申します。そして、この倫敦の自治の最初が、只今も申します通に、今から八百七十年前、即ち西曆千六百六十六年でありまして、爾來倫敦市民は年々歳々この自治を自分達の誇りともし譽れとも致しまして、そこに花を咲かせ、實を實らせたのであります。

倫敦市長の社會的地位

この倫敦の自治の眞つ中心に居るものは誰かと申しますと、それは勿論、倫敦の市長であります。この倫敦の市長と云ふのは、社會的にも頗る高い地

位になつて居ります。お金の事を申しますと卑しいやうであります。倫敦の市長の手當が一年に十萬圓であります。この倫敦の市長はその任期は一年であります。併し再選を妨げないのでありますから、二年も、三年も、五年も續けて市長になつても宜しいのですが、實はさうぢやない、大抵は一年限であります。それは何故かと申しますと、成程一年十萬圓の手當は戴いて居りますが、併しそれでは到底足りないであります。これは私が實際に聞いた話であります。市長自身も申して居つたことでもあります。近頃では餘程しみつたれな市長でも二十五萬圓は持出すだらう、少し氣を弛めて掛ると、一年に六十萬圓は損をする。だから二度なるものは居ないのだと、斯う云ふことを申して居りました。然らば左様な損な役目を引受ける者は誰も居ないであらう。或は斯う想像されるかも知れませぬが、併ながらこれは名譽な職務でありますから、なれるものなら一度はなりたい。併し二度は御免を蒙りたい(笑聲)。斯様な工合であります。以て倫敦市長の社會的地位が如何

に高いかといふことが推し測られるのであります。

茲に面白いことがあります。それは、倫敦市長は寄附金募集の發起人には決してならないと云ふ慣習があるのであります。何故かと申しますと、斯様に地位の高い倫敦市長でありますから、その倫敦の市長が寄附金募集の發起人になれば、寄附金が集るにきまつて居るのであります。左様な寄附金の集るにきまつて居る様な人を發起人に立てては面白くない、従つて、倫敦市長は寄附金の發起人になることは遠慮するのだと云ふことであります。これは面白いことだと存じます。斯様な工合でありますから、倫敦の市長が寄附金の發起人になりますのは、餘程重大な、朝野を擧げてこれに關心を持つと云つたやうな事柄でなければならぬのであります。恰度私の滞在中でありましたが、彼の關東大震災に際しまして、彼の時には倫敦では同情を寄せまして、その義捐金の募集に付きまして、倫敦の市長が眞つ先に發起人になつたのであります。即ち從來の慣習を破りまして、倫敦の市長が寄附金を集

める發起人にその名を列した譯であります。でありますからたちまちにして相当額の寄附金が集つて参りましたが、これに依りまして、如何に倫敦市民がこの市長を信頼して居るか、尊敬して居るかと云ふことが窺ひ得られるであらうと思ふのであります。

ウィツティントン市長の物語

それで、只今も申述べました様に、大變金の要る役目でありますから、二度三度なる人は極めて稀でありまして、倫敦市の自治の歴史を通じまして、一人で二度も三度も市長になつたと云ふ人は殆んどないのであります。この極めて稀なる中にありまして、三度市長になりました人に名高いウィツティントン (Sir Richard Whittington d. 1423) と云ふ人が居ります。これは倫敦の市長に三度もなつたと云ふので名高い人でありますが、この市長は大變な財産家でありまして、この人のことに付きましては、歴史的にも、傳說的にも、色

々の話が語り傳へられて居りますが、この市長が或る日、國王陛下をその舎宅にお迎へ申上げて御馳走を奉つたさうであります。その日は大變寒い日だつたさうでありまして、ストーブをどんどん燃したけれども、部屋が十分に温まらない。そこで、ウイツティントン市長は紫檀、黒檀と云つたやうな貴重な香料を燃して、それで以て部屋を温めて差上げましたところが、國王陛下は大變お喜びになりました、「自分と雖も斯様な高い燃料で身體を温めたことはない」、斯う言はれたさうであります。それに對して、ウイツティントン市長は「只今の燃料が幸にお氣に召しましたさうで、御満足の御言葉を承りまして洵に光榮に存じます、就きましては、只今の燃料よりも今少し高價な燃料を燃してお部屋を温めて見たいと存じます」、斯う申上げて、一と東の紙束を持つて来て、それをストーブの中に入れて、燃したさうであります。この紙束が大變な物で、只の紙ならば別に高價な譯はないのでありますけれども、これは國王陛下が倫敦の市及市長ウイツティントン個人から曾て借金を

せられた——これは國情が違ひますから御想像も困難でせうけれども、その頃英國では國王陛下が借金をされることは珍らしいことではなかつたのであります、勿論國王陛下の借金でありますから、莫大なお金であることは申すまでもありません、それで、國王陛下が倫敦の市や市長から金を借りて居られました、その借金の證文を全部ストーブに燃してしまつた。即ちこの借金はお返し下さるには及びませぬと云ふ意味で、證書を焼いてしまつたのであります。この證書の金額に付きましては、諸説紛々として一定は致して居りませぬが、今日の相場に直しますと、驚く勿れ七億萬圓にも達して居つたと云ふ説もあります、全く大變な借金證書をそこで燃して、さうして、國王陛下のために暖を取つた。斯う云ふ言ひ傳へであります。

このウイツティントンと云ふ人は餘程の財産家でありまして、倫敦市長をやつて居ります間に、倫敦市のために色々な方面に非常な力を盡した人であり、このウイツティントン市長は猫のお蔭で長者になつたと云ふ傳

説が残つて居りまして、今も尙、猫長者の市長、猫長者のウイツテイントンといふ名前前で、盛に謳ひ囃されて居るのであります。

倫敦行事、市長行列のいはれ

倫敦の市長は只今も申します通に一年交替で、毎年選挙をするのであります。恰度この改選期が十一月になつて居ります。それで、十一月には倫敦の市長行列と云ふ、倫敦としては年中行事の中で一番賑かなお祭り騒ぎがございますが、これは倫敦の市長が新に選挙せられまして、市長の舍宅から裁判所に乗込む儀式であります。勿論、それには軍隊も附きます、又色々の工業者の代表が華やかに著飾りまして附いて行く大變長い行列であります。この市長が裁判所に乗り込む行列が、倫敦第一の年中行事と云ふことになつて居るのであります。

然らば、何故に市長が裁判所に行くかと申しまするに、これが又大變面白

い意味合があるのであります。皆さんは或は不思議にお思ひになるかも知れませぬが、倫敦の市長は市長である間は、裁判権を持つて居るのであります。判事の職務を持つて居るのであります。と云ふのは、倫敦の自治の中に、部分的ではあります。裁判権を包含して居るのであります。これは倫敦の自治に特有なものであります。英國人、特に倫敦市民の考から申しますと、國の活動に色々の働きがありますけれども、その中でも、最も重大なものは裁判である、裁判と云ふものは、人間の行爲が正しいか正しくないか、是非善惡、黑白正邪を辨別しまして、最後の決定を與へるところのものであります。そうしてこの決定こそはこの世の中に於ける最終的の決定であります。この世を一步出まして、あの世に参りますと、それは神様のお裁きを受けますけれども、この世に在ります限は、裁判所の判断は最後の判断であります。でありますから、若し裁判が正しくない、審理が宜しくないと云ふことになりましたらば、その結果として、必ずや國の秩序は紊れてしま

ひませう、斯様に大切な裁判である、折角自分達が自治をやるならば、裁判だけ除いて自治を持つたところで、何にもならないのだ、重大な裁判と云ふものを包み込んでの自治でなければ、本當の自治ではないと云ふやうに、彼等は確信をして居るのであります。でありますから、倫敦の自治には裁判権を包含して居りまして、市長が裁判権を持つ、即ち判事であります。けれども、市長は大抵の場合には實業家であります。酒屋の旦那であるとか、或は金物屋の主人であるとか云ふ人が多うございまして、法律家であることは極めて稀であります。ですから、判事の職務は持つて居りますけれども、實際の裁判は出来ませぬ。そこで、國王陛下に御願を致しまして、どうか倫敦市の方へ専門家の判事を御差向けを御願ひ致しますと、斯う御依頼を申上げる。そこで、國王陛下は市長の依頼に依つて、専門の判事を倫敦市に御差向けになりまして、それで、専門の判事が倫敦市に来て裁判をする。斯う云ふ仕組になつて居るのであります。でありますから、極めて平たい言葉で申し上げます

と専門の判事が倫敦の市長の依頼を受けて、請負で裁判をやつて居るやうな譯であります。

御承知の通、東京刑事地方裁判所と云ふのが日比谷にありまするが、あれにまづ該当する倫敦の裁判所を倫敦中央刑事裁判所と申しますが、大きな裁判所であります。この裁判所の長、主管者は倫裁市長であります。でありますから、毎開廷期の初日には、市長が後ろに控えて居ります。又、先程申しましたやうに、國王陛下から遣はされました専門の判事は、お晝になりまして、市長の御馳走を頂戴するのであります。日本で申しますならば、つまりお辨當を喰べるのであります。そのお辨當と云ふのが、なかなかどうして、鄭重な物であります。私も屢々お相伴に與りましたが、なかなか立派な食事であります。そして、この御馳走をする主人が市長であります。それから、倫敦市長のあの式服、大禮服と云ふものは、實に嚴かな立派なものであります。これが法服であります。判事としての大禮服が則ち倫敦市長とし

ての大禮服になつて居ります。斯の如く倫敦の市民は自治を大切に、又それと同時に、裁判を大切にする。即ち、裁判を包含しての自治になつてしまつて、市長が裁判権を持つ、斯う云ふ因縁になつて居るのであります。

裁判の理解

然らば、茲に問題となりますのは、それが良いか悪いかと云ふことであります。凡そ制度と云ふものは、一國の歴史に關係があり、又國情にも深き聯絡がありますから、遽かに良いとか悪いとか云ふことを抽象的には論ずる譯には参りませぬ。けれども、市民が裁判を大切にする、裁判と云ふものは大切なものである、重要なものであると固く信じまして、市民悉く裁判に同情を持ち、これに援助を與へることに吝かでないと言ふことだけは、勿論結構なことであります。倫敦市民の考から申しますれば、裁判と申しましたところで、それは、他人のやることぢやない、自分達がやるのである。自分

達のものである、だから、大切にしなければならぬ。斯う云ふ譯なのであります。私共は私共の子供が可愛い、又、私共の親が大切であります、と云ふのも、要するに、それは自分の子供であるから可愛い、自分の親であるから大切なのであります。尤も高い理想から申しますれば、自分の子供であるから可愛い、自分の親だから大切だとか云ふのは、これは間違つてるかも知れませぬ。自分の子供であらうが、他人の子供であらうが、或は自分の親であらうが、他人の親であらうが、それは皆一視同仁で、同じ程度に可愛くもあり大切であると云ふのが本當でありませうけれども、先づ普通人では、自分の親だから、自分の子供だからと云ふ、即ち自分の物であると云ふところに、特別の愛著の念が湧くのであります。特別の熱意が生ずるのであります。倫敦の市民から申しますれば、裁判と云ふものは他人のやることぢやない、自分達が守立てなければならぬことである。斯様に信じますが故に、裁判が彼等の同情ある後援に依つてうまく行はれる次第であります。先程も申し

ました通、甲の國の制度を直ぐに乙の國に持つて來ることは、勿論大に戒しむべきところでありまして、場合に依りましては、それは甚だ危険なこともあります、殊に英國の裁判制度の如きは、英國特有の事情に依つて發達したものでありますから、それがたとひ英國々内であらう行くはれて居りましても、云はゞ高山植物のやうなもので、そこで見て居るに限る、他國へ持つて來るべきものではないのであります。況してや自治に裁判權を包含するが如きは、到底他國では考へられないことでもあります、我國では云ふまでもなくそれは斷じて許さるべきことではないのであります、従つてこゝで倫敦市の自治が裁判權を包含して居ると云ふお話を申し上げますのも、それがいゝ制度だと云ふ意味では決してないのでありますけれども、裁判が大切なものだと云ふこと、それを國民として守立てゝ行くべきものだと言ふことは、間違ひのないところでありますから、裁判尊重の點だけは、少くとも、皆様方に於かれまして、他山の石と考へて頂きたいと思ふのであります。

我國に於ける國民の司法參與

扱、然らば、倫敦市民は斯の如く自分達の自治の中に裁判權を包含して、それで以て、裁判を大切に致して居りまするが、一方顧みて、我國に於ては國民が裁判に關係する途が拓けて居るかどうか、斯う云ふ御質問があるかも知れませぬが、それは、我國でも無論拓かれて居るのであります。勿論、十分だとは申しませぬけれども、今日尙ほ且國民の方々が裁判なり司法制度なりに對して輔翼を與へられまする途が、とにもかくにも、相當拓かれて居るのであります。

その一つは御承知の通に陪審制度であります。數年前から、我國も陪審制度の國になりましたから、國民の中から陪審員を擧げて、この陪審員が裁判に參與致しまして、陪審員の答申に基いて裁判を言渡すと云ふ制度が設けられたのであります。尤も我國の陪審制度は餘程制限的になつて居ります。

みならず、事實上、陪審裁判の行はれます数は少いのであります。従つて、陪審制度に依つて國民諸君が裁判に參與する途が拓かれたとは云ひまするものゝ、實際に於て、皆様がこの方法に依つて裁判に參與せられる場合は、決して多くはないのであります。陪審制度は只今も申述べました通、甚だ限局的になつて居りますが、陪審制度と違つて、非常に廣い範圍に於て國民諸君の司法參與を俟つ制度が、矢張近年拓かれました。それは調停制度であります。

この調停制度と申しますものは、民事の事件に付て存在するのであります。調停制度は元來は和解であります、示談であります。茲に當事者雙方が相争つて居ります、争が生じますならば、何方が正しいか、最後の判断を求めするために裁判所に訴へることが出来ます。裁判所に訴へることが出来ることと云ふ権利は、これは憲法上重要な権利でありまして、これを阻止するのではない。この権利は何處までも大なる権利として尊重しますが、訴へ出

る前に當事者雙方で考へ直して、互譲妥協に依りまして、適當な所へ歩み寄つて、お互に圓滿に話を付けると云ふことが出来るならば、それは結構なことであります。これは只今も申し上げました通、所謂示談、和解と云ふものであります、昔から何處でも大變に歓迎せられて居りまして、我國でも、示談を奨励して居りました例は古來甚だ多いのであります。

板倉所司代と兄弟喧嘩

その一例を申しますと、昔京都の所司代に板倉勝重と云ふ人がありました。徳川家康時代の話でありますが、この京都の所司代と云ふのは、矢張裁判の仕事をして居つたのであります、或る意味に於ては今日の判事に該當する譯であります。或る日、兄弟が相争つて板倉所司代に訴へ出たことがある。肉親の兄弟でありながら、喧嘩をして、訴へて出たのであります。所司代はその兄弟を同じ部屋に入れて待たせて置いて、待たせたまゝ、一寸も出て來

ない。何でも寒い日であつたと云ふことであります。寒い部屋の中で兄弟が待たされて居る。ところが、所司代は待てど暮せど出て来ない。こちらは兄弟ではありまするけれども、喧嘩をしてお互に訴へて出て居るくらゐでありますから、双方ぐつと睨み合つて、物も言はない、けれども、餘り長く待たされるものでありますから、何方からともなく、「今日は寒いネ」ウム餘程風もひどいやうだ」と云つた工合で、一寸口が解れて来た。口が一寸解れ出して参りますと、そこは肉親の兄弟です、だんだんと話が進んで参りまして、今度は又何方からともなしに、「どうも二人で喧嘩をすると云ふことは、これは體裁の悪いことである、殊に亡くなられた親達に對しても申譯はない、一つ仲直りをしようぢやないか」、「實は俺もそれを待つて居つた」。マア斯う云つた譯で、つひ仲直りが出来たさうであります(笑聲)。さうして、その仲直りの出来た刹那に、後ろの襖が開けられて、そこから所司代が出て来て、「それは結構だ、實は俺もそれを待つて居つた(笑聲)。斯う云ふ事を言はれたと云ふ話があ

りますが、この示談、和解勧告の方法が善いか悪いか、それは別問題でありますけれども、斯う云ふ風に示談、和解で以て物事を解決することが、歓迎されて居つたことは、たしかな事實であります。

珍妙羊百一頭の分割争ひ

これは私が曾て英國滞在中に聞いた話であります。全く嘘の様な實話であります。今から八九十年程前の話ださうであります。アイルランドの片田舎に貧乏村がありました、この貧乏村で、たつた二軒、甲と云ふ家と、乙と云ふ家とが財産家であつたさうであります。他の家の者は皆お氣の毒にも貧乏人であつた、どう云ふ譯でこの甲乙二軒の家だけが財産家であつたかと申しますと、この二軒で羊を百一匹共有して居たのださうであります。この共有に係る羊の外には財産は何一つなかつたのであります。ところが、何時頃からであつたか知りませんが、この甲と乙とが仲違ひをして喧嘩をし始め

た。そこで、もはや羊もこれまで通共有にして行く譯には行かなくなりまし
たから、百匹を五十匹宛分けました。然るに、百一匹なものでありますから、
最後の一匹だけは生きて居る羊でありまして、分ける譯には行かない、そこ
で仕方がないので、一匹だけは、已むを得ず、元の儘に共有を續けて居つた
さうであります。

然るに、或る日甲が乙に對して、この羊の毛を刈らうと言ひ出した。けれ
ども、喧嘩をして居りますから、乙はそれに對して賛成を致しませぬ。豚だ
と云ふ。甲の方はどうしても刈るのだと言ふ。そこで、結局、甲が、これは
自分の持分だと言ふので、背中を境目として、半分毛を刈つたさうでありま
す。そして、乙は刈らなかつた。可哀想に羊は半分は裸で、半分は毛が生え
た儘です(笑聲)。ところが、或る晩、この半裸半毛の羊が溝に落ちて死んださ
うであります。そこで、甲が乙の家に怒鳴り込んで行つて言ふには、「貴様が
羊の毛を刈るべきであるのに刈らないから、可哀想に、毛が半分生えて、半

分は裸だ、それで、重味のバランスが取れなくて、それがために溝に落ちて
死んでしまつたのだ、羊死亡の原因は貴様の方にあるのだから、損害賠償の
訴を起すと、大變な權幕でありました、これに對して、乙の方でも負けては
居りませぬ、「それは見當違ひだ、貴様の方で、刈つてはならない毛を刈つた
から、それで羊が風邪を引いて頭痛を起し、眩めまをして、溝の中に落込んで死
んでしまつたのだ(笑聲)、羊死亡の原因は寧ろ貴様の方にあるのだ、俺の方か
ら訴へる」。斯う云つた工合で、兩方から損害賠償の請求を訴へて出たさうで
あります。

英國では訴訟の入費が大變高いのであります。だから、甲乙が喧嘩をして
居る間に、入費にお互が折角分け合つた五十匹の羊を賣つて、その代金を注
ぎ込みましたが、それでも尙足りない。全く無一文になつてしまつた。けれ
ども、裁判はまだ片附かない。そこで、甲はこれはどうも仕方がないと云ふ
ので、夜逃をしたさうであります(笑聲)。夜逃でありますから、深更の頃、人

目を避けて、ステーションに来て汽車を待つて居りました。附近には誰も人は居らぬが、向ふの方を見ますと、唯一人變な奴が立つて居る。能く見るとそれが乙で、これも夜逃をしてステーションに来て、汽車を待つて居つた譯であります(笑聲)。そこで、二人は偶然にも顔を合せて、色々話をして、一つこの際お互に仲直りをしようぢやないかと云ふことになりましたが、五十匹賣つてしまふ前に今少し早く握手すれば宜かつたのにと云つて、嘆いたと云ふ話であります。全くその通で、今少し早く互譲妥協に依つて解決を付けて居れば宜かつたのであります。

調停制度の意義

そこで、この示談、和解と云ふことは、昔から歓迎せられて居るのであります。何しろ當事者雙方が喧嘩をして居るのでありますから、それに委せ置きますと、結局聲の大きい方が得をするのであります。頑張る者が利益

を得ると云ふことになるのであります。併し、それでは面白くないのであります。凡そ物事が落着いて然るべき處に落着かなければならないのであります。無理をしてはいけません。穩かに、柔らかに、何人が見ても正しい圓滿な解決だと云ふ處に落着かなければなりません。それに付きましては、どうしても茲に名望あり、知識経験のある第三者がその間に立つて、色々斡旋をして、物の道理を教へ、物の筋道を説いて、これは斯う云ふ所で手を握るが宜いだろうと云ふ風に周旋をしなければなりません。斯様に示談、和解を基とするのであるが、それに到達するがために、第三者を調停委員として調停に當らしむるのが所謂調停制度でありまして、これは外國でも比較的新しい制度であります。

この調停制度は近年我國にも認められたのであります。調停委員は國民の間から來て戴くのであります。調停委員は役人ではありません。國民の間で徳望あり知識経験ある人でありまして、さう云ふ方に調停委員を御願ひす

るのであります。さうして調停は裁判ではありませぬが、物事を公に、正しく、圓滿に解決せしむる一方法でありまして、民事の調停は司法部の仕事になつて居るのであります。でありますから、これは申すまでもなく、司法制度の一つの重大なる部門であります。即ち國民諸君が調停委員として、司法部のこの調停と云ふ重大な仕事に參與せられて、これに依つて司法部を後援する、鞭撻する、刺戟すると云ふ途が拓かれて居る譯であります。幸にしてこの調停に付きましては、各調停委員の方々に於かれまして、實に獻身的に吾々を援助して下さることが多々あるのであります。私共毎日報告を受けまして、只管感激を致して居る次第であります。

調停美談「白露庭」

その例は枚擧に遑がありませんけれども、今茲にその一つの例を皆様にご紹介を致して置きたいと思ひます。

それは恰度一昨年のことでありましたが、私は初めて福島縣の會津の若松に参りましたが、この若松には、若松區裁判所と云ふのがありまして、この裁判所の庭が非常に名高い庭なのであります。裁判所に名高い庭があると申しますと、或は皆さんは驚かれるかも知れませぬが、この若松區裁判所の庭は、その地方の名園なのであります。尤もこれには由來がある。會津に内藤と云ふ家老の家柄がありまして、この内藤家老は代々庭が好きで、又、庭を作るのが上手で、小堀遠州の流れを汲んで、自分の屋敷に立派な庭を築きまして、之を白露庭と申しまして、それが會津地方の名物であつたのであります。然るに、御承知の通に、明治維新の際に官軍が會津を攻めました。その時に、内藤家老は官軍が會津に攻込む前に、戦死をいたしましたのであります。その戦死の報を聞いた奥方は、息子や娘達を菩提寺に連れて行つて、奥方自らその子供衆の首を刺して殺し、然る後に、物靜かに奥方が自害をして死んでしまつたのであります。ですから、官軍が會津に攻入りました際に

は、内藤家老の家は空家で、誰も居りませぬ。それがために、その家だけは焼かれもせず、壊されもせずに残つたのでありますが、それが、明治になりまして、裁判所が出来るに連れて、その儘區裁判所となつたのであります。そこで、その若松區裁判所は白露庭といふ名園を自分の庭として持つて居る譯であります。この白露庭と云ふのは昔に立派な庭であるのみならず、他の由緒ある所が皆壊されたり、焼かれたりして居りますから、會津の昔を語る唯一の遺物として、名高いのであります。然るに、お恥づしいことであります。司法省の貧弱なる豫算では、區裁判所の庭にかける様な金はありませぬ、それが爲に、年々歳々、庭が荒果てまして、近年に至りましては、荆の叢に化し去つてしまつたのであります。

ところが、昭和七年の十月一日から金銭債務調停の制度が全國に布かれまして、若松區裁判所でもこれを取扱ふことになつたのであります。そこで、會津の名望家——今日は殖えましたが——その當時は四十名ばかりでありま

した。その方々に御依頼をして調停委員になつて貰つたのであります。然るに、この方々は初めは調停委員になつて裁判所に出ることを大變迷惑がられ、厄介だと言つて居られましたけれども、扱、調停をやつて見ると、實にむづかしいが、立派な仕事である、正にやり甲斐のある仕事である。當事者雙方が調停室に呼出されますが、喧嘩をして居るのでありますから、お互に睨み合つて入つて来るが、その相争つて居る當事者に能く物の道理を説いて、そこで、芽出度く和解が出来る、さうして當事者雙方がお互ににこにこ手を握つて、歸つて行く、その姿を見ると、我ながら善い事をした、御國の高い御恩の萬分の一に報ひ奉ることが出来たやうな氣持がする、斯様な貴い仕事をやらせて下さることは實に有難いことである、その御禮の意味で、金品を裁判所に進上したいが受取つて呉れないかと云ふ申込があつたのであります。けれども、裁判所では金品を頂戴する譯には参りませぬから、御芳志は有難いが、それは御免を蒙ると申したところが、それではせめて吾々の力を以て

今此の荆の叢になつて居る白露庭を修繕させて貰ひたい、それを以てせめて我々が此の調停の爲に盡すことを得た御禮の印しに致したい、斯う言はれたさうであります。そこで、裁判所もそれを斷る譯にも参りませぬから、然らばともかくもと、斯う申しましたところが、調停委員の方々は朝早くから夜おそくまで、一生懸命になつてこの修繕に取掛かられた、努力と云ふものは實に恐ろしいものであります、餘り長い期間も経たない中に、立派な庭が元通、否、元以上になりました、往年の名園白露庭は再び天日の下に微笑むことになつたのであります。

斯様な調停美談は諸處方々にあります。これを一々お傳へする暇もありませんけれども、要するに、調停委員として皆さんが司法制度に參與せられる途が既に拓かれて居るのであります。陪審制度と謂ひ、調停制度と謂ひ、決して我々の方ではあなた方を他人だとは思つて居ないのであります。あなた方の方でも我々を友達として、どうか鞭撻し、刺戟し、督勵をして戴きたい

と思ふのであります。倫敦市の自治の様に裁判権を包含すると云ふやうなことは眞似るべきではありませんけれども、裁判を大切にす、その心を持つて戴きたい。斯様に存じまして、この自治の御喜びの御催しに罷り出て、この事を申述べた次第なのであります。甚だ蕪雜な事を中上げましたにも拘らず、終始御静聽下さいましたことを、深く感謝致します(拍手)。

水を想ふ (ラヂオ講演)

今年(昭和十三年)は、空梅雨からつゆだらうと云ふ噂もあつたのでありますが、空梅雨どころか、場所に依りましては、随分な出水で、被害も、尠くはなかつたやうであります、この機会に於て、罹災の方々に、謹んで、お見舞を申し上げます。

*

*

*

植付の頃に、水が足りるか、足りないか、これは、重大な問題でありまして、日照りのために、非常に困つた、それを、小野の小町が、和歌の功德で、雨を降らせたとか、其角の發句が、旨く、當つて、大變な評判になつたとか云ふ話がございしますが、又、その反對に、御承知の金槐和歌集と云ふ歌集、源實朝の歌を集めたものでありますが、實朝は申述べるまでもなく、鎌倉幕

府の三代目の將軍で、どちらかと云ふと、優柔不斷の人で、しかも、若くして、別當公曉に殺されましたから、その治績には、一向、見るべき程のものはいまありません、武家の將軍としては、誠に、弱い人でありましたが、この弱い將軍が、歌人としては、どうして、なかなか、力強い歌を詠みました、その歌のなかに、——時により過ぐれば民のなげきなり八大龍王雨やめ給へと——云ふのがあります。

*

*

*

敢て、植付の時に限らず、農業には、雨が少くても、又、多過ぎても、困るのであります、雨量に付て、甚しい關心を持つのであります、京都の北、鞍馬の西に、貴船神社と申上げのお社があります、誠に、幽邃な境内で、私も兩三回参拜を致しましたが、御祭神はたかをかみの神、雨をお司りになります神様で、これまで、日照りの時にも、長雨の時にも、このお社に御祈願を遊ばされる御慣例で、晴を祈る時には、白馬、雨を祈る時には、黒馬を

獻せられることになつて居ました。

斯く、農業と雨とは誠に密接なものでありまするが、更に、廣く考へまして、水と人生との關係に想到りますると、水こそ、全く、人生に缺くべからざるものであります、水さへあれば、食物を一切抜きに致しましても、三四十日間は生きて居られると云ふことが、事實に依つて、證明せられて居りますけれども、若し、一滴の水も飲めないと云ふことになりますると、大抵は、一日で參つてしまふと存するのであります、砂漠に迷つて居りますると一時的に、一種の精神病になるものであります、その最初には、燃え立つやうな砂のなかに、さらさらと、美しい水の流が見えて来る、即ち、水の幻を見るのです、この水の幻が見えて來たならば、その人は、既に、精神病に罹つて居るのださうであります、アレキサンダー大王が暑い地方を行軍して、水に困つた時に、忠義な家來が方々を駆け回り廻つて、漸く、兜に一杯の清

水を求めて、それを大王に差出しました、咽喉がいり付くばかりになつて居たのでありますから、大王は喜んで、一と息に飲まうと致しましたが、扱、自分は、これで咽喉を濕すことが出来るけれども、幾千幾萬の將士には一滴も恵まれないのだ、と思ひ直して、折角、家來が苦心をして持つて來た水を、そのまゝ、ざあつと、流してしまつたと云ふ話もあります。

*

*

*

斯様に、水は人間にとつて誠に貴重なものでありますから、例へば、昔、城を築くに當りましても、まづ第一に、井戸に苦心を致しました、楠公が、千早でも、又、赤坂でも、水を得まするのに、周到な用意を以て臨みましたことは、太平記にも詳しく出て居りまするし、大阪城や久能山にも綺麗な井戸が今も残つて居ります、參謀本部の下の土堤の水面に近いところに、柳の井戸と云ふのがあります、近年、鑿泉會社の手に依つて噴水になつて居りますが、もとは、普通の井戸で、水がよく澄んで居りました、その柳の井戸は

加藤清正の堀つたものだと云はれて居ります、清正の屋敷は丁度參謀本部の處に在りましたので、柳の井戸も籠城の用意に堀つたのではないかと思ふのであります、それで、城を攻めまする時に、寄せ手は、よく、水脈を斷つたものであります。水脈を斷たれて、悲壯な切り死の覺悟をした話も澤山あります、かめ割柴田の話はその一例であります、又、寄せ手に水脈を斷たれて大に閉口はしたのですが、弱つたやうに見られてはつまらないから、まだまだ、水が澤山あると見せるために、わざと、高い處で、馬に白米を注ぎ掛けるのです、遠方から見ると、水を惜し氣もなく使つて、馬を洗つて居る、白米を注ぎ掛けて居るのが、清水を掛け流して居るやうに見えるのであります、そこで、寄せ手の方では、城には、無盡藏の水源がある、水脈を斷つ手は一向役に立たないのだと斷念します、この白米を水に見せたと云ふ話は、實は、方々にあるのであります、白米城とか、白米山とか云ふ遺跡は、諸處に残つて居るのであります、餘り澤山ありますから、或は架空な物語かとも存す

るのであります、必要な水を斷つとは正反對に城を水漬けにすると云ふ攻撃方法もありました、豊臣秀吉の高松城の水攻は名高い話であります、御承知のやうに、支那が苦し紛れに、血迷つて、黄河の堤防を決潰致しました、それに依つて却て自國の人民が慘憺たる憂き目を見たのであります、これは、最も卑怯な、最も陋劣な戰術であります、人道上斷乎として許すべからざる兵法であります。

*

*

*

我國は幸にして、水に恵まれて居ります、四面に海を環らして、青い波が汀で白く沫と散る美しい眺は、到る處で見られるのであります、ですから、今日、一生海を見たことがないと云ふ人は、まづ、我國にはないであります、獨逸の大詩人のシルレルは壯絶な海の景色を雄渾に描いた立派な詩を遺して居りますが、實は、あの人は終生海を見たことがなかつたのでそれで、死ぬる少し前に、今生の思ひ出に、一度海を見て置きたいが、それには旅費

が在る、その位の費用はなくてはなけれど、それは子供のために残して置かなければならないのだと、友人に愚痴をこぼして居ります、我國は斯様に、海に富んで居りますのみならず、大體に於て、細長い島で、中央に、背梁山脈が続いて居りますから、どこでも、清流が流れて居ります、私は旅行が好きで、時々、出掛けますが、例へば、町から山へ向ひます、川に沿ひ、流を遡つて、進むのでありまして、最初は、洋々乎たる大河で、水はゆるやかに流れて居りますが、淵を過ぎ、瀬を渡つて居ります間に、次第に川幅は狭くなつて、細流巖に激して、水は玉と碎ける風情を示します、水が愈々細くなつて、苔の間に消えてしまふ頃が、即ち、峠で、その峠を越えますと、今度は、流に従つて、行くのでありまして、一步々々、川は次第に大きくなつて参ります、この川に遡り、川に従ふ旅路は、水の各種の形を、逆に又順に、見て行くものでありまして、なかなか面白味のあるものであります、木曾路へ参りますと、鹽尻から奈良井邊までは、犀川の上流を遡り、鳥居峠の

トンネルを出ますと、一變して、木曾川に従つて、水源から河口まで行くのであります、高山線でも同様で、飛彈の宮峠が、益田川と神通川との分水嶺になります、斯様に、我國は中央に山がありまして、それが兩方の海へ注ぐのですから、清い流は隨處に在るのであります、清い流がどこへ参りましたも、すぐ、足許に見えるのでありますから、つい、その清い流に身を浸して、手なり、顔なり、又、身體全體を洗つてみ度くなります、斯くして、みそぎと申しまする風習が、我民俗の特徴となつて起り、それから、清潔を尙ぶ我國民固有の風俗を作り上げたのであります。しかも、これは單に身體を清潔にするばかりではなく、その趣味、嗜好に於て、簡素を旨とし、清淨を重んずることになりました、それが又、延て以て、高潔を尙ぶ日本精神の涵養に、大なる力を與へたのであります、これが、清い流、即ち、美しい水のお蔭であります、希臘の哲學は、多島海の沿岸に住む哲學者達に依つてその發達の芽生えが作られたのであります、これ等の哲學者は、日夕、海を見

て暮しました關係上、水を以て萬物の根源なりとする説を立てました、それが、希臘哲學の最初でありまして、希臘哲學は、實に、水から發達したと申して宜しいのであります、それと比ぶべきか否やは別問題として、世界無比の日本精神の確立に、清き水が與つて力あることは、決して、閑却すべからざるところだと存するのであります。

*

*

*

人間は自己に最も必要なものに付て、却て、それを忽諸にし易いものであります、例へば、空氣であります。空氣なくしては、生きて居られないのであります、これはあまりに澤山あります、我々は、その恩澤を忘れ勝ちであります、又、例へば、身體のなかの胃であります、平生は、胃がどこにあるか、一向、氣が附かないのであります、胃病にでもなつて、痛みを感じますと、成程、胃はこの邊にあるかと考へる、全く、妙なものであります、水にしても、全く、左様で、殊に、水に恵まれて居りまする我

我は、水に付て、とかく、無頓着に過ぎると思ふのであります、水は必要でありますと共に、又、時に大に害を伴ふものであります、水に無頓着でありますことは、水の恩恵に對する感謝を忘れる所以であつて、勿體ないことでもありますし、水の齎す災害に對して、その防禦の途を盡さざることにもなるのであります、殷鑑決して遠からず、先日の各地の水害に付きましては、罹災の方々に對して同情の念に耐へませぬけれども、治水の方策に付て必しも遺憾の點なしとは云へないと存するのであります、蓋し、水に無頓着、少くとも、冷淡であつた結果だと思ふのであります、誠に忸怩の感に耐へないのであります、丁度、愛水デーに當りました、せめて、この週間だけでも、水に付て考へ、水に付て顧み度いと存するのであります。

*

*

*

今や、皇軍將士のかたがたは、聖戰のために、支那の諸方に奮闘して居られます、或は、炎熱乾天の下に、乏しい水に苦勞をして居られるであります

う、或は、大河を渡渉し、濁流を突進して、水と大に戦つて居られるでありませう、その御苦勞に對して、無限の感謝を捧げて、私はこれで御免を被ります。

戦勝新年の祖國より（昭和十三年ラヂオ海外放送）

海外の皆様、明けまして、お芽出度うございます。

*

*

*

私は毎朝目の覺めまする時に、今日も生きて居られる、有難いことだ、勿體ないことだと、心の中で深く感謝を致しまするが、年の始に當りましては、尙更のことで、新春を迎へまする氣持には、一と入、輝やかしいものがあるのであります。しかも、この度は戦勝の新年であります。今回の事變におきまして、皇軍は眞に連戦連勝、極めて短期間のうちに、北支を平定し、支那の首府南京を陥落せしめまして、武威を宇内に發揚して下すつたのであります、我々日本人は、世界の各地で、大威張で、我々日本の洋々乎たる將來を祝福することが出来ると云ふ、全く、御同様、嬉しい、楽しい新年であります。

ます。乍併、皇軍の將兵の方々の御勞苦に思ひ及びますると、私共は滿腔の感激を覚えるのであります。皆様と御一緒に、茲に、深き感謝の意を表したいと存するのであります。實は、私の長男も出征致して居ります。誠に不東者で、何のお役にも立たないのでありますが、召集に應じて、欣然、勇躍、壯途に就きました。それを見送りまして、我が子ながら、健氣なことだと、存じました。これは、一家の私事で、斯様なことまで申上げまして、恐縮の至でございます。

*

*

*

私は毎年元日の朝は恐多いことではありますけれども、宮中に拜賀を致しまして、その夜、關西へ出立致します。それは、皇陵參拜の小さな團體がありまして、それに、入れて貰ひまして、參拜をするのであります。今年も吉例に依りまして、京都附近から丹波へも參りましたが、この放送のお約束があつたものですから、一日早く團體に別れまして、今朝東京に歸つて參つ

た次第であります。御承知のやうに、あの方面は寒い處であります。霜の上
にひれ伏して、心の奥底から、皇恩の洪大を謝し奉り、それから、起立致し
まして、拍手を打ちます、神寂びた境地でありますから、拍手の音は、霧を
つん裂いて、天にも響くかと思はれるのであります。我乍ら、すがすがしい
氣持になるのであります。この日本に生まれ來つた誇と譽とを、ひしびし
と胸に感ずるのであります。それから、今年は、皇軍の武運長久のお祈のた
めに、石清水の八幡様にも參拜致しました。

*

*

*

扱、皆様の祖國、日本の近況であります。昨年の秋は、よく雨が降りま
したけれども、十一月の中頃から、空が眞つ青に晴れ渡つて、誠に爽やかな
お天氣が續きました。大變暖い冬でございます。その間、出征の將兵の見
送りは、眞に國民全般の銃後支援の赤誠を如實に物語るものでございました。
出征の方が通られますと、知ると知らざるとを問はず、或は脱帽敬禮し、

或は喝采歡呼し、成程これこそ日本だと思はれる情景でございました。又、皇軍戦勝の通知が、ラヂオや新聞に依りまして、つぎつぎに發表せられました。我々の血潮を躍らせました。南京陥落の際の如きは、晝は旗行列、夜は提灯行列で、東京全市は鼎の湧くやうな賑ひでございました。併し、決して亂雑なお祭騒ぎではなく、肅然たる裡に、歡びの微笑みがおのづから綻び出る、いかにも、軍國日本、戦勝國日本にふさはしいお祝でございました。

*

*

*

海外の皆様、皆様のなかには、一年前に國を出られた方もおありでせう。五年前、十年前、或は又三十年前の祖國を御覽になつただけの方もおありでせう。その皆様方に、今日の、堂々たる日本、引締る緊張の間に、尙且、悠然たる餘裕を包擁する、大日本の姿をお目に懸けたいものだと思ひます。

支那事變が勃發しましてから、特に、私共の感じますことは、犯罪の減少したことであります。一昨昭和十一年の十一月末日には、刑務所の收容人

員が五萬七千人餘りでありましたが、それが、昨昭和十二年の十一月末日には、五萬三千人許りになりました。即ち、三千六百人以上も減つて居ります。又、一昨昭和十一年の七月から十一月までの五ヶ月間に、刑務所に入りました者の累計は五萬二千餘人でありましたが、昨昭和十二年七月から十一月までの五ヶ月間では、四萬八千餘人程で、丁度、四千三百餘人の減少を示して居ります。以上の數のうちには、未決も入つて居りますが、まづ九割以上は既決ですから、直にこれを以て、犯罪の減少を知ることが出来るのであります。これは、全く、事變に依りまして、國民全般がその氣分を引締めたからであります。それは、犯罪のうちでも、殊に、酒の上の喧嘩や刃傷沙汰が著しく減少して居ることに依つても、十分に窺はれるのであります。刑務所のお話の序に、一つ、是非、お聞きを願ひたいことがあります。それは、刑務所に收容して居ります者の獻金に付てであります。この度の事變勃發以來、全國刑務所の收容者が、國防獻金を申出でまして、その高が昨昭和十二年末

で、六萬四千餘圓の巨額に上りました。主として、刑務所内で働きました作業に對する誠に少額の賞與金から醸出したのでありますが、これは、決して役所の方で勧誘したものではありません、又、勿論、強制したものではありませんのであります、全く、彼等自身の自發的の申出であります、愛國の血潮が、刑務所の中にも、溢れ漲つて居りますことを御承知願ひ度いと存するのであります。

*

*

*

犯罪が減つたと云ふ嬉しいお話を、只今、申述べましたが、次に、殖えて嬉しいお話を御紹介致します。それは米の收穫高であります。勿論豫想高であります、農林省最近の調査に依りますと、本年度は、内地で、六千五百餘萬石、朝鮮で、二千六百餘萬石、臺灣の第二期作が、五百餘萬石、以上合計が九千七百餘萬石で、これに、臺灣第一期作の推定收穫高四百餘萬石を加へますと、累計實に一億百餘萬石で、前五年間の平均收穫高を超えます

ること、九百六十餘萬石、即ち、一割一分増の大豊作であります。農村から出征して居られる方々も多いのであります、昨年の秋は雨が續いて、その結果が大分危ぶまれて居たのでありますが、只今申述べましたやうな大豊年で、天、我に幸すと云ふ可きであります。

*

*

*

海外の皆様、今年のお正月は、内地は大抵舊臘から引續いて、誠におだやかな結構なお天気でございます。東京では、元日の朝、小雨が降りましたが、その後は快晴で、今日も、太陽の光がにこやかに輝き渡つて、お堀の松の常盤の緑が色鮮やかに仰がれました。皆様、私も嘗て兩三回、海外へ参つたことがあります。海外におきまして、我々の同胞がしつかりと地歩を占めて、堅實に働いて居られるのを拜見するくらゐ、喜ばしいことは御座いませぬ。知らぬ他國で、圖らずも、同胞の方々にお逢ひ申して、いろいろ御親切なお世話になりました嬉しい記憶も、かずかず、持つて居ります。私

のこの拙いお話を、同胞の誼みに依つて、世界の各地で親しくお聴き下さつたことを、篤くお禮申します。

海外の皆様、ここ東京の愛宕山から、聲を振絞つて、皆様の御健康と御幸福とをお祈申上げます。では、御機嫌宜しく。

ラヂオ今昔 (ラヂオ講演)

イギリスの雑誌に出て居りましたユウモアであります。アメリカの成金が、この度、大變に貴重な骨董品を手に入れた。實に珍らしい寶物で、自分としては、この上もない掘出し物だと喜んで居る次第だが、それを御披露のため、何月何日何時に、拙宅まで御枉駕を願ひたい、晚餐の用意をして、お待ちして居ると云ふ招待状を、多數の人に出したそうであります。招待を受けた人々は、聊か不思議に思ひました、あの男は、ただ金があるばかりで、素養も趣味もない筈だが、もともと、運のいい男だから、何かうまい物にぶつ附かつたのだらう、品物はとにかく、御馳走はふんだんにあるだらう、と云つた工合で、皆で、出かけて行つたそうであります。成程、御馳走は贅澤千萬なもので、一同大に満足したのですが、食後、いよいよ、これから、肝

腎の骨董品を見せると云ふので、別室から恭々しく持つて来た。扱、何だらうと、物々しく飾り立てた箱の蓋を取つて見ると、その所謂この上もない掘出し物たるや、兩方の耳へ引つけてラヂオを聴く、あの道具だつたそうで、來賓一同、あいた口が塞がらなかつた——と云ふのであります。

つまり、この話は、アメリカは若い國で、古い歴史がない、由緒のある場所も、品物もないと云ふことを、からかつたものであります。勿論、馬鹿々々しい話ではありますけれども、兩方の耳へ引つけてラヂオを聴くあの道具は、十數年前までは、一般に愛用せられて居たものであります、皆様も大抵は御存じだらうと存するのであります。

私がラヂオと云ふものを始めて聴きましたのは、倫敦滞在中でありまして、倫敦でも、その頃、始めて出來たのであります、矢張、兩方の耳へ引つけて聴いたものであります、併し、その當時は、それを決して不便だとは思ひませぬでした、不便だなど考へるのは勿體ない次第で、このラヂオと云ふ

ものは、實にあり難いものだ、ゐながらにして、遠方の音楽が聴ける、目にこそ見えないけれども、役者の聲がはつきりと聞こえる、恐れ入つたものだと、思ひました。それから又、これが、犯罪捜査のためにも役に立ちました、ニュウスの時間に、今朝ある紳士が懐中時計を拘られた、その時計の型なり、番號なりは、斯様々々と、云ふことを放送します、それを聴いて、その時計はつい先程、私が質に取りましたと云つて、質屋が警察に報告に来る。そこで、すぐ犯人の足が附くと云つたやうなこともありまして、私は、これは誠に羨ましいことだと思ひました。

然るに、滞在數年の後、歸朝してみますと、我が國でも、ラヂオは立派に出來て居ました。その頃、小學校に通つて居りました私の子供なども、ラヂオセットを自分で拵へて、却て、私がひやかされたやうな工合でありました。僅か十五六年の前のことですが、たとひ、冗談にもせよ、その頃専ら流行しました、兩方の耳へ引つけて聴くあの道具が、今はもはや、骨董品になつ

てしまつたのでありまして、全く、今昔の感に耐へざる思ひがするのであります。

現在、津々浦々に走つて居りますあの汽車に付きましても、その最初の時代には、矢張、いろいろ珍談があつたさうでありまして、南獨逸のある町に鐵道を敷設しやうとしました時に、その地方の醫師が會議を開きまして、滿場一致で、鐵道敷設に反對を致しました、その理由が、なかなか、振つて居るのであります。左様に速力の早いものは、衛生上大害がある、乗つて居る者は、必ずや、病氣になるだらうが、それは、乗りたくつて乗つたのだから、自業自得で、我々は、左様な不心得者にはかまつて居られないが、その恐ろしい速力で通る汽車と云ふものを見る者、即ち見物人は、恐らくは、鼻目を廻すだらう、汽車が通る度に、見物人がばたばたと卒倒する。左様な危険千萬なものは、絶対に罷成らぬ——と云つて、醫學上の見地から、堂々と反對をしたのださうであります。

ラヂオの幼稚な時代にも、これに似たやうな、微笑ましいことが尠くはなかつたやうであります。先程申上げました、倫敦で最初ラヂオが出来ました頃、倫敦の劇場の興行者——芝居の関係者であります——その一部に激烈な苦情がありました、ゐながらにして舞臺の役者の聲が聞こえるやうになつては、これから、芝居を見に来る者はなくなるだらう、それでは、我々の商賣があがつたりだと、云ふのであります。

斯様なラヂオ當初の昔話を回顧しつつ、我が國ラヂオ界の現状を観察致しますると、その發達、その進歩には、實に驚嘆に値するものがあるのであります、我が國のラヂオの特徴は、講演の数の多いことでありまして、これは外の國々と甚しく趣を異にして居るところであります、即ち、何事をも知らうとする、我が國民の旺盛な知識慾を、如實に物語るものでありまして、うらうらと明け初める東の空に、豊榮昇る朝日の如く、今や、興隆のまつ只中に在る我等大和民族の本來の姿が、ここにも、窺はれるのであります。次に

番組の種類豊富なことに付きましても、たしかに、世界無比でありませう。例へば、音楽に致しましても、我が國固有の音楽もありますし、西洋音楽もあります、時には、支那や南洋のものも出て参ります、しかも、我が國固有の音楽、或は、厳格な意味に於ける音楽ではないかも知れませぬけれども、謡曲から浪花節、長唄もあれば、常盤津、清元もあります、義太夫で、昔の落着いた人情も味へますし、歌謡曲で、今の青年男女の颯爽たる雰圍氣に接することも出来るのであります。どこの國にか、ピアノの演奏を聴いて、そのすぐ次に、新内に耳を傾ける、豪華な洋館に、薫りの高い珈琲を口にするやうな氣分で居て、しかも、そのすぐあとで、風も涼しい大川端に、いきな、いなせな咽喉を聴くと云つたやうな、複雑な變化を楽しむことが出来ませうか、これ亦、あらゆる事物を了解し、あらゆる長所を包擁する、我が民族の偉大な力だと云ふべきであります。

左様な次第で、私は、我が國のラヂオも亦、大に、世界に誇るに足るもの

と、信じて居るのであります、勿論、種々の希望はあります、又、實に、注文もいろいろありますけれども、放送協會及各地放送局の各位には、深甚な謝意と敬意とを捧げたいのであります。

この我が國ラヂオの今昔を思ふに付きましても、しみじみと、胸に沁みて痛感致しまするのは、我が國、我が民族の誇と譽とであります、私共生をこの時、この國に享けました者の仕合せであります。皇紀二千六百年のこの貴い、勿體ない時期にめぐりあはせまして、輝しい我が國の將來を眺めつつ、私は無限の歡喜の思ひに、心も躍るのであります。私は明治二十年に生まれたのであります、日清戦争は漸く小學校にはいりました當時で、玄武門の争奪、黄海の大海戦、これらの嬉しい便りは、幼い耳にも、實に、快く響きました。それから、北清事變の 皇軍の大成功、その次は日露の大戦争で、旅順の陥落致しました時には、私は伊賀の山の中の中學校の五年生で、中學校の提灯行列の隊長を仰せ付かりまして、まるで、私自身が難攻不落の要塞を

陥れましたやうに、意氣揚々と、小さい町を練り歩いたものでありました。その日露戦役のあとで、皇軍の大部隊が東京に凱旋せられました時には、私は第一高等學校に入學して居りまして、大山元帥、東郷提督、乃木將軍、世界の歴史に赫々なる功名を謳はるべき英雄を、あこがれの眼を以て、蔭乍ら、お迎へしたのであります。日清戦争、日露戦争、それは勿論、我が國にとつて重大な事件でありました。併し、今日は、遙にそれ以上の重大時局に際會して居るのであります。大和民族三千年の大使命を果すべき、重要な時機であります、繰返して申します。輝しい將來を行く手のかたに望みつつ、我等は勇躍して居るのであり、奮闘して居るのであります。この時、この國に生を享けました歡びを、重ねてここに感謝しつつ、私は、これで、御免を蒙ります。

名 前 の 話 (ラヂオ講演)

本日は名前即ち人の氏名、會社の商號、商品の商標等の問題に付て、少しく申述べてみたいと存するのであります、この名前も、法律上重要な役目を帯びて居るのであります、その性質や、效力に付ては、家庭人としても、一應、心得て置かれる必要があるものと考へたのであります。

*

*

*

まづ、第一に、人の氏名であります、元來、人に名前を付けますことは、その人の誰であるかを明かにします爲に當然必要なことでありまして、人がそれぞれ名前を持つて居ると云ふことは、餘程早くから行はれて居たやうであります、尤も、原始民族の間に在りましては、名前と綽名との區別がまだ、はつきりして居ないものもあるやうであります、例へば、鼻の赤い男

を赤鼻と云ひ、顔の長い女を長面と呼んで、それが別に嘲笑の意味でもなく、あれは、赤鼻だ、成程、自分は、赤鼻だ、と云つた工合で、自他相許して、それが世間に通用して居るのであります、つまり、名前はないが、名前に代る綽名がある、即ち、未だ名前を作る程度に發達はして居ないのであります、それでも、名前に似たものを必要とするところまでは、進んで居るのであります、我統治の下に在る南洋諸島のうちにも、斯様な民族が居ると申すことであります、斯様な原始民族は別問題と致しまして、いづれの國に於きましても、氏名と云ふものを用ひて居ります、混雜を致しますが、氏と云ふのは、伊藤とか、後藤とか云ふもの、名と云ふものは、太郎とか、花子とか云ふものと、御承知を願ひます。我國でも以前は原則として武家でなければ、苗字、即ち、氏を許されなかつたのであります、明治三年九月の布告で、爾今平民苗字被差許候事と云ふのが出まして、それに依りまして、士農工商悉く苗字を附けることになりました、そうして、民法の第七百四十六條には

戸主及び家族ハ其家ノ氏ヲ稱ス、と明かに、規定せられて居るのであります、外國でも、武士の階級以外には、苗字を許さないとか、或は、地方に依りましては、一般に、苗字を用ひないとか云ふ慣習もあつたやうであります。英國のウェールスでは、苗字が以前殆んどなかつたやうで、即ち、名はあるが、氏がなかつたのでありますけれども、後に苗字を附けるやうになりました。そこで新に出来ました苗字は、多くは以前代々使つて居りました名に少しく變化を加へ、或はそのまゝそれを氏としたのであります、丁度、代々権兵衛と云つたのが、新に、苗字を附けまする場合に、権兵衛と云ふのを苗字にする。そこで、その家に生まれました子が、権兵衛太郎となり、権兵衛次郎となる、と云つたやうな工合であります。御承知のロイドジョージ氏は、ウェールスの系統の人で、ロイドジョージのジョージは、勿論、太郎とか、次郎とか云ふ名に當るものであります、これは恐らく代々用ひ來つたもので、氏に代る名であつたものと思はれるのであります、私がいろいろお世話にな

つて居りました法律家で、ウイリヤムスと云ふ氏の人があります、これも、ウエールス系統で、代々ウイリヤムと云ふ名を氏の代りにして居たのですが、後に、それをそのまま氏としたのであります。

*

*

*

我國では、妻は婚家、即ち、妻として参つた先の家の氏を稱へることになつて居ります、入婿や婿養子を迎へたやうな場合は別問題であります、一般に、妻は夫の家に入るのであります、従つて、又、夫の家の氏を用ふるのであります、即ち、伊藤花子さんが後藤家へお嫁に行きますれば、後藤花子さんとなるのであります、大多数の國は矢張これと同様であります、殊に、家族主義を尊重致しまする我國ではこれが申すまでもなく當然のことです、あります。然るに、國に依りましては、妻は婚家の氏を用ひましても、又、實家の氏を稱へましても、その勝手である、即ち、その好むところに従つて宜しいと云ふ法制もあります。斯様な法制の下では、伊藤花子さんが後藤家

へ参りました場合に、依然として、伊藤花子と云つて居てもいゝし、又、後藤花子と云つてもいゝと云ふことになるのであります。斯様な法制は、家族制度に重きを置きまする我國にはふさはしくないのみならず、家族制度を問題外と致しましても、第三者から観て、お嫁に行つたのであるか、ないか、よくわからないのであります、結構な制度とは申されないと存するのであります。又、國に依りましては、妻は、實家の氏と婚家の氏とを併用しても宜しいと云ふ處があります、即ち、前の例で申しますると、伊藤後藤花子と云つても宜しいと云ふのであります、これは、實家の氏を尊重してそれを捨てるのが惜しいと云つたやうな場合に、それが許されるのであります。斯様な制度も、我國には不適當だと考へるのであります、とにかく、それを公認して居る國もあるのであります。これに付て、一つ面白い話があります、佛蘭西革命の大立者のマラー、御承知の通、殆んど一切の秩序、制度を破壊したのであります、その妹が、大變この破壊主義者の兄を尊敬して居り

ました、兄がシャールト・コルデーに殺されてから、この妹は一生獨身で、赤貧洗ふが如きうちに、老病で死にました、この妹の獨身の理由が奇抜なものであります、自分は、終生、兄を尊敬する、兄を尊敬するが故に、兄の氏を稱へることを光榮とする、然るに若し自分が他家へ嫁に行けば、この光榮とする氏を失はなければならぬ、それがいやだから、結婚はしないのだ、と云ふのであります。佛蘭西革命は在來の制度を根本的に覆しましたが、それでもまだ妻は實家の氏を用ひても宜しいと云ふところまでには、思ひ及ばなかつたものと見えまして、この破壊主義者の妹は、以前の氏を失ふことを怖れて、その爲に、結婚をしなかつたのであります。尤も、この婦人は學問がよく出来て、殊に、拉丁語に堪能だつたようですが、元來、マラーは有名な醜男子、大變、顔容が悪かつたそうで、この妹は、又、その兄によく似て居たそうでありますから、相當醜婦だつたと思はれます。實は、その爲に、お嫁の口がなかつたのかも知れませぬ。

次に、名でありますが、これは、子供が生まれますと、二週間内に、附けなければなりません。即ち、その期間内に出生届を出さなければならぬからであります、名は懼れ多い名稱、又は、安寧秩序を紊すやうな内容を持つたものはいけないのであります、その以外では、とにかく、文字で顯すことの出来る名稱であれば、それで宜しいのであります。よく問題になりますのは、改名、即ち名を變へることであり、これは内務省の監督の下に、地方長官又はその委任の下に在る市町村長が關係することになつて居ますが、これは相當厳格な方針の下に許されるのであります。明治五年及同じく九年の布告で、同苗同名等ニテ無余儀差支有之者ハ、管轄廳へ改名可願出事、となつて居るのであります。取扱例と致しましては、營業上使用し續けて居た先代の名を踏襲するとか、或は、同地方に同姓同名の者があつて混同を生じて困るとか、何等かの正當な理由がなくては、許されないのであります。

氏名を稱ふることも、一つの権利であります。従つて、氏名を冒す者があ
 りますならば、権利の侵害として、裁判所に救済を求めることが出来るので
 あります。この點は別に法律に明文はないのでありますけれども、氏名を
 稱へることが、権利でありますことは、今日の法律解釋上まづ疑のないと
 ころであります。既に斯様に権利と認められますならば、その保護に
 付て、裁判所が適當の手段を講じますことは、申すまでもないところであ
 ります。

次に、法人には、名稱と云ふものがあり、そのうちでも、会社には、商號
 を用ふることになつて居ります。会社の商號には、会社の種類を、必ず附け
 なければなりません。即ち、合名会社何々とか、何々株式会社とか、云つた
 工合であります、会社は商號を持たなければなりません。会社以外の商人

は商號を付けてもよく、付けなくつてもいゝことになつて居ります。そして
 この商號の内容は、会社にしても、会社以外の商人に致しまして、原則と
 して、凡そ文字で顯し得る名稱であれば宜しいのであります。この點は我
 國の法制は餘程自由になつて居るのであります。人的名稱、即ち、伊藤とか、
 後藤とか云ふ、人の名前を用ひましても、物的名稱、即ち、物の名前で、そ
 れを顯しましても宜しいのであります。しかも、その物の名前に致しまし
 ても、必しも、自分の營業と致して居ります物を顯す必要もなく、又、人
 的名稱だか、物的名稱だか、わからないものを用ひても一向差支はないこと
 になつて居ります。よく例に出る滑稽な話であります。以前、山の手に、
 甘酒屋と云ふ呉服屋がありました。甘酒屋と云ふと、甘酒を賣つて居るやう
 であります。甘酒は賣つて居ないので、呉服を營業として居たのでありま
 す。又、松屋とか、栢屋とか云ふ商號があります。松とか、栢とか申しま
 す。植木か、材木の名であります。百貨店であつたり、旅館であつたりす

るのであります、斯様に、自由になつて居りますが、いくら自由でも、その爲に、營業者の混同を生ずる場合、即ち、營業の主體を誤認せしめるやうな商號、例へば、伊藤某の營業であるに拘らず、商號の上からはどうも後藤某の營業のやうに見える、と云つたやうなのは、誠に困るのであります、左様な商號は多くは宜しからぬ目的を以て用ひられるのであります、新商法には、その爲に、一條文が新に加へられたのであります。

*

*

*

會社の商號は皆登記を致しますが、會社以外の商號でも登記が出来るのであります。會社以外の商號は必要的ではありませんけれども、随意に登記して宜しいことになつて居ります。そして登記を致しました以上、その商號は専用權を獲得致します、この専用權の内容は、他人はその商號を或る地域内で同一の營業の爲には用ひられない、しかも、不正競争の目的の爲に使用するならば、右の地域の制限に拘らず、その差止又は損害賠償の責任を負ふ

のであります。斯様に登記商號は専用權を伴ひますから、自然商號に効力が生じます、箔が附くであります、従つて、値段が出て参ります、そこで、これは法律上財産權の目的として取扱はれ得るのであります。又、登記商號に斯様な専用權があります以上、商號を登記しながら、一向それを用ひないで、實は既に廢止してしまつて居ると云つた場合に、左様な商號をいつまでも保護する必要はありません、又、本來ならば、左様な商號を用ひたいと云ふ者が出て來ましても、既に、とにかく登記になつて居るのでありますから、それが邪魔をするのであります。斯様に事實上廢止になつて居る商號を登記にそのまま存置して、あくまでも他人の邪魔をさせることは、勿論不當であります、即ち、斯様な登記を存置しますことは、國として、一面、登記した者に對して不必要な保護をし、他面他人に對して餘計な干渉をして居ることになります、そこで、斯様な場合には、利害關係人は裁判所にその登記の抹消を請求し得ることになつて居ります。

同様のことが、商品の名稱、即ち、商標に付て起り得るのであります。お
 差し構へが有りましたは恐縮であります。全く單純な空想上の一例として
 申上げます。こゝに、菓子屋が、東京饅頭と云ふ饅頭の商標を作つて、それ
 を登録しますると、矢張、專用權が生ずるのであります。東京饅頭の登
 録をして置きながら、一向、その所謂東京饅頭なるものを製造販賣致しませ
 ぬ。即ち、商標をたゞ寝かせて置くのです、従つてこの人は既に東京饅頭な
 る商標に付て事實上利益を持つて居りませぬ、そこで、別の或菓子屋が東京
 饅頭と云ふ名はいゝ名でありますから、その名で饅頭を賣り出そうとしまし
 ても、如何にせん、既に、これが登録になつて居りますから、致方がない、
 併し、最初の登録者は一向それを利用して居ないのですから、左様な場合に
 は、一定の條件の下に、審判に依つて、それを取消す、そして、その取消後
 は、眞に東京饅頭と云ふ商標を利用したいと云ふ者に於て、改めて、登録が

出来る次第であります。この商標は、前後致しますが、商品の名稱であり
 まするけれども、所謂、特別顯著性がなくては許されませぬ、即ち、そのも
 のを他から識別するに足る程度の固有性を持つた名稱でなければなりません、
 ビールをたゞビールと云ふが如き、大島紬をたゞ大島紬、友禪染をたゞ友禪
 染と云ふが如きは、その名前自身に特色がありませぬから、商標にはならな
 いのであります。

*

*

*

最後に、小説にしろ、隨筆にしろ、又は、繪畫にしろ、廣く、所謂著作物
 の題名であります。源氏物語とか、八犬傳とか、我輩は猫であるとか云つた
 類のものであります。この題名に付きましては、現在では法制上別に特段
 の規定は出来て居ないのであります。著作権に關する國際會議が開かれる
 筈でありまして、斯様な題名の保護に付ても、明確なる規定を設けやうと云
 ふ提案がありました。いづれ、そのうちには開催せられることでありませう

から、我國もこの題名問題に付て研究を遂ぐべき機会が迫つて居ると申して
宜しいのであります。
この話題は、これを以て、終りと致します。

民 族 禮 讚

モタソ日本社

¥ 1.80

昭和十六年九月十日 印刷
昭和十六年九月十九日 發行

| | |
|-----|--|
| 著 者 | 大 森 洪 太 |
| 發行者 | 東京市麹町區内幸町大阪ビルモタソ日本社 金 原 健 兒 |
| 發行所 | 東京市麹町區内幸町大阪ビル モタソ日本社 |
| 印刷所 | 東京市牛込區櫻町七番地 大日本印刷株式會社町工場 (代表 伊 修三) |
| 配給所 | 東京市神田區淡路町二丁目九番地 日本出版配給株式會社 |

沖本製本

會員號一三五五〇一

世界女流作家全集

- 獨逸篇 バルバ ラ クララ・フイービ (既刊)
- 佛蘭西篇 母と子 リユシ・マルドリウス (既刊)
- 米國篇 巖の上の影 ウイラ・キャザア (既刊)
- 伊太利亞篇 實義な人々 グラツィヤ・デレツダ (既刊)
- 英米篇 植物園 ヴァシアニア・ウルフ (既刊)
- 北歐篇 幻の馬車 セルマ・ラーゲルレーヴ (次刊)
- 獨逸篇 秘められた人生 ルイーゼ・フランソワ (既刊)
- 佛蘭西篇 クロディヌの結婚 小林龍 (既刊)

東郷青兒裝幀・上製函入美本
B6版四〇〇頁・定價各二、〇〇 送二五

好評重版の繚譯書

- クミニー・チャンドラン 落澤 忠枝譯
我が泰國の日 定價 一・五〇
 - ニイナ・フエドロヴァ 落澤 忠枝譯
家族 定價 一・六〇
 - エリーザベト・ニーチエ 小口優他五氏譯
若きニーチエ 定價 二・〇〇
 - 孤獨なるニーチエ 定價 三・〇〇
- 泰國貴族田の著者が、風俗、習慣、迷信、傳説等の多様な物語りを織り交せて描く情緒豊かな泰の姿！
- ロシア亡命女流作家の問題作。支那事變下の天津英國租界各國人の生活を寫し「どん底」以上と絶讃を博した。
- 世紀の哲人ニーチエの生前を知る實妹の手記になる。大ニチエの生活と思想精神を整然と年代順に記録したものである。ニーチエ研究のあらゆる基礎となるものである。

樂 娛 · 味 趣 · 養 教

| | | | | | | | |
|---------|----------|---------|---------|-------|------------|--------|-------|
| 後藤基春著 | 杉原正巳著 | 松本顯樹著 | 園池公功編 | 井伏鱒二著 | 菊池 寬著 | 菊池 寬著 | 菊池 寬著 |
| 經濟主義の克服 | 國民組織の政治力 | 防 諜 科 學 | 公共劇小脚本集 | 風 俗 | 大衆維新史讀本 上下 | 日本文學案内 | 文章讀本 |
| 送料價 | 送料價 | 送料價 | 送料價 | 送料價 | 送料各 | 送料價 | 送料價 |
| 一・五二〇 | 一・五二〇 | 二・〇二〇 | 一・五四〇 | 一・六二〇 | 一・二九〇 | 一・六二〇 | 一・五二〇 |

選 作 傑 學 文 鮮 朝

| | | | | |
|--------|--------|--------|--------|--------|
| 李 光 洙著 | 李 光 洙著 | 李 光 洙著 | 李 光 洙著 | 李 泰 俊著 |
| 有 情 | 嘉 實 | 愛 實 | 愛 實 | 福 德 房 |
| 送料價 | 送料價 | 送料價 | 送料價 | 送料價 |
| 一・五二〇 | 一・五二〇 | 一・八二〇 | 一・八二〇 | 二・〇二〇 |

朝鮮藝術賞第一回受賞者作品

朝鮮藝術賞第二回受賞者作品

終

